

◆ 資料編 ◆

資料編 1 我が国の出入国管理制度の概要

第 1 節 目的と根拠法令

入管法は、その第 1 条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国の公正な管理」とは、外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するため、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。また、難民認定制度については、昭和56年に我が国が難民条約に加入したことに伴い、出入国管理行政に含まれることとなったものである。

その他入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた入管特例法、市町村における法定受託事務等を定めた入管法施行令・入管特例法施行令、入管法・入管特例法の実施に関する手続等を具体化した入管法施行規則・入管特例法施行規則、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められる上陸基準省令などがある。

第 2 節 全ての人の出入（帰）国審査手続

① 外国人の出入国手続^(注1)

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、有効な旅券で、原則として海外にある日本国大使館等で取得した査証（ビザ）^(注2)を受けたものを所持した上で、出入国港^(注3)において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けなければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたものであるなど有効とはいえない場合、我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど入管法（第5条）に列举された上陸拒否事由に該当する場合などは、我が国への上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、我が国にとって好ましくない外国人の上陸を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国手続のほか、入管法は、特例上陸許可^(注4)という簡易な上陸許可制度を定めている。

（注1） 外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

（注2） 本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に証明するものをいう。

（注3） 外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第2条第8号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、平成28年4月1日現在、港は126、飛行場は30となっている。

（注4） 特例上陸許可については、本節④参照。

② 外国人の入国（上陸）審査手続^{（注1）}

我が国における外国人の上陸審査手続においては、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている（図表70）。

（1）入国（上陸）審査

入国審査官は、外国人から上陸の申請があり、当該外国人（特別永住者等を除く。）が個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供義務を履行（入管法第6条第3項）したときは、当該外国人が我が国に上陸するための条件（①有効な旅券を所持すること、②査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること、③我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合すること、④申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること、⑤上陸拒否事由に該当しないこと）（入管法第7条第1項）に適合するか否かを審査し、これらの上陸条件に適合していると認定したときは、在留資格・在留期間を決定し、その所持する旅券に上陸許可の証印を行うこととなる。

この上陸審査時における個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供については、平成18年の入管法改正により義務付けられたものである（19年11月20日施行）。

（2）口頭審理

上陸の申請を行った外国人が、出入国港において入国審査官に個人識別情報を提供しなかった場合又は入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官（注2）に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（入管法第7条第4項、第9条第5項、第10条第1項）。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合していると認定されたとき（入国審査官に個人識別情報を提供しないことにより特別審理官に引き渡された者については、個人識別情報提供義務免除対象者に該当すると認定された場合又は特別審理官に対し個人識別情報を提供した場合に限る。）には、直ちに上陸が許可される（入管法第10条第7項、第8項）。

（3）異議の申出

他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するか、あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は本邦からの退去を命ぜられるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる（注3）（入管法第10条第10項、第11項、第11条第1項）。

法務大臣は、特別審理官により上陸条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があったときは、その異議の申出に理由があるかどうか、すなわち、当該外国人が上陸条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は、異議の申出に対して「理由あり」の裁決があった場合は直ちに上陸を許可されるが、「理由なし」の裁決があった場合は本

（注1） 入国審査官による「入国（上陸）審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを合わせて広い意味での入国（上陸）審査手続と呼んでいる。

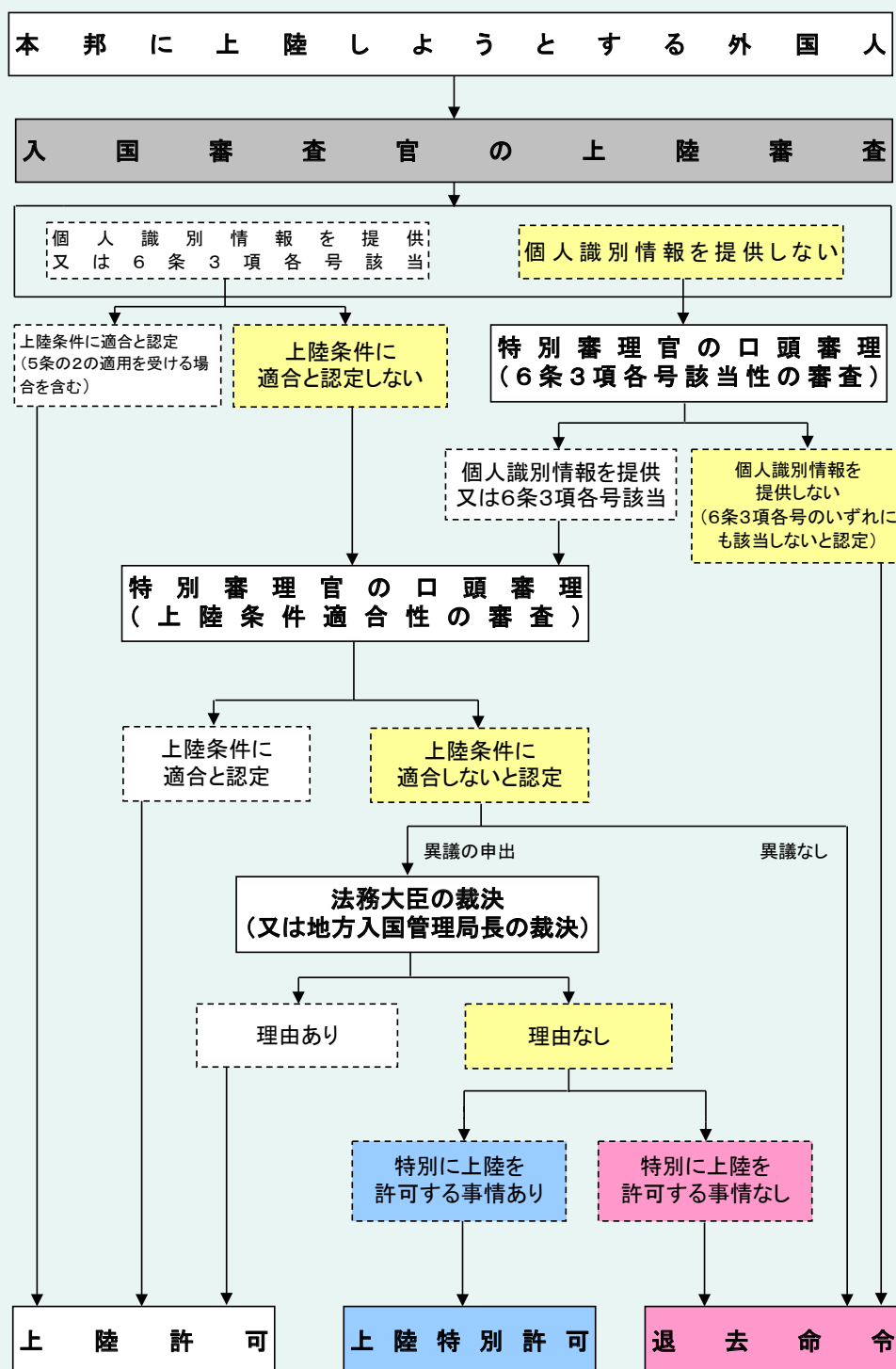
（注2） 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、法務大臣が指定した者をいう。

（注3） 個人識別情報を提供しない者については法務大臣の裁決の手続はなく、口頭審理において本邦からの退去を命ぜられる（入管法第10条第7項）。

邦からの退去を命ぜられ（入管法第11条第3項、第4項、第6項）、退去を命ぜられた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には、退去強制手続が執られることになる（入管法第24条第5号の2）。

なお、法務大臣は、異議の申出に「理由がない」と認める場合でも、再入国の許可を受けているとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき又はその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その外国人の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条、いわゆる「上陸特別許可」）。

図表70 上陸審査の流れ



③ 入国・事前審査

(1) 査証事前協議

査証の発給は外務省の所掌事務であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとされていることから、査証の発給は出入国管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国管理を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証申請案件について、必要に応じて外務省から法務省に協議が行われている。この協議を受けた法務省は、提出された書類を検討するほか、国内の受入れ機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査証を発給することが適当か否かに関する法務省意見を外務省に回答している（図表71の1）。

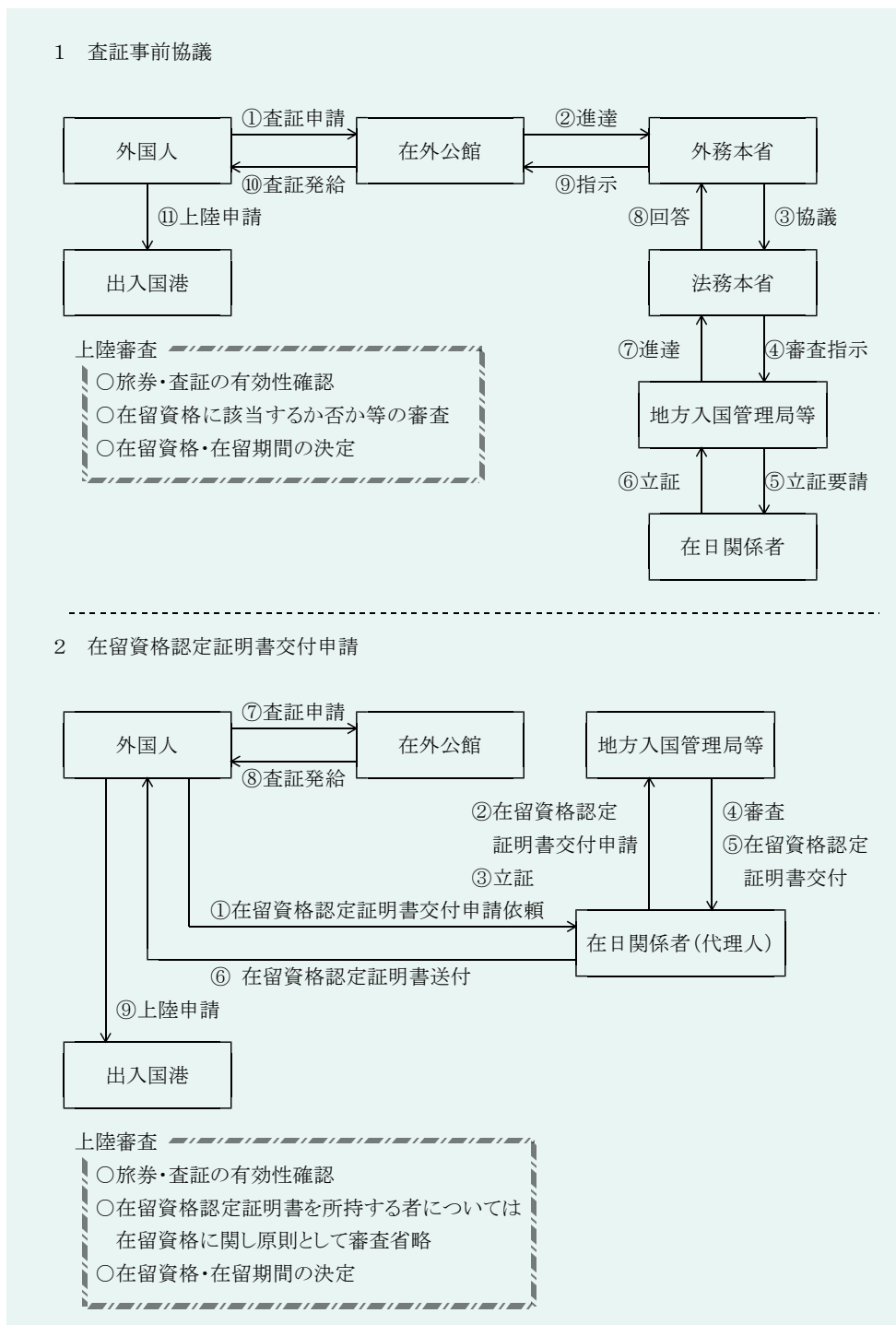
(2) 在留資格認定証明書

外国人は、原則として来日前に海外にある日本国大使館等（在外公館）で査証の発給を受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するものなど在外公館限りで査証が発給されるものを除いては、在外公館で受理した査証申請書類が我が国へ送付され、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、平成2年施行の改正入管法により導入したものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである（入管法第7条の2）。

この制度では、査証事前協議制度と異なり、全ての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる（図表71の2）。

図表71 査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請のの流れ



④ 特例上陸許可^(注)

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その目的はいずれも、我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし、簡易な手続で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課される。

(注) 一時庇護のための上陸の許可については、後記第6節④参照。

(1) 寄港地上陸の許可

船舶等乗り継いで他国へ行く外国人乗客の利便を図るものである。我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人が、乗継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない（入管法第14条）。

(2) 船舶観光上陸の許可

法務大臣が指定するクルーズ船（指定旅客船）の外国人乗客の利便を図るものである。

指定旅客船に乗っている外国人が、観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間7日又は30日を超えない範囲内で与えられる（入管法第14条の2）。

(3) 通過上陸の許可

船舶等の外国人乗客の利便を図るものである。我が国の2つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し、陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは、我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日又は3日の範囲内で与えられる（入管法第15条）。

(4) 乗員上陸の許可

船舶等の外国人乗員の利便を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日又は15日の範囲内で与えられる。

また、頻繁に我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のためには、数次乗員上陸許可の制度も設けられている（入管法第16条）。

(5) 緊急上陸の許可

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。これら外国人が、病気、負傷等の身体上の事故の治療等を受けるために緊急に上陸する必要がある場合に、その事由がなくなるまでの期間与えられる（入管法第17条）。

(6) 遭難による上陸の許可

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に30日の範囲内で与えられる（入管法第18条）。

⑤ 日本人の出帰国手続

出入国管理行政の主な役割は、外国人の出入国を公正に管理することであるが、同時に全ての人の国境を越える動きを把握する役割も担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が国外へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国する場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっている（入管法第60条、第61条）。

第3節 外国人の在留審査

① 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動等であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものである。このような仕組みを在留資格制度と呼び、我が国の出入国管理行政の基本となっている（図表72）。

在留資格は、次のように大別できる。

- ① その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格））
- ② その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格））

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、専門的な技術、技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者の入国・在留を認めないこととしているので、上記①について、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できる。なお、上記②は就労を目的とする在留資格ではないが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することも可能である。

さらに、在留資格のうち、活動内容からみて我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められないこととなる。

図表72 在留資格一覧表（平成 28 年 4 月 1 日現在）

別表第一「活動資格」

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5 年、3 年、1 年、3 月、30 日又は 15 日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5 年、3 年、1 年又は 3 月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1 号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 2 号 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までに掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、興行の項若しくは技能の項に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数（70 点）以上に達した者 （例）外国の大学で修士号（経営管理に関する専門職学位（MBA））を取得（25 点）し、IT 関連で 7 年の職歴（15 点）がある 30 歳（10 点）の者が、年収 600 万円（20 点）で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合	1 号については 5 年、2 号については無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5 年、3 年、1 年、4 月又は 3 月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5 年、3 年、1 年又は 3 月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5 年、3 年、1 年又は 3 月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5 年、3 年、1 年又は 3 月

技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。） ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 2号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生又は生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の第1号及びこの表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の在留資格（外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

別表第二「居住資格」（在留活動の制限なし）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

② 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留することや、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣（永住許可以外については法務大臣から委任を受けた地方入国管理局長）から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可、在留資格の取得許可、再入国許可及び資格外活動の許可があり、これらの判断を行うのが在留審査である。

（１）在留資格の変更許可

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更することを希望する場合には、新たな活動を行う前に在留資格変更許可申請を行い、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある（入管法第20条）。

（２）在留期間の更新許可

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き滞在することを希望する場合には、在留期限までに在留期間更新許可申請を行い、在留期間の更新許可を受ける必要がある（入管法第21条）。

(3) 永住許可

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得許可申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に許可される（入管法第22条）（注1及び2）。

(4) 在留資格の取得許可

我が国で出生したり、日本国籍を離脱して外国籍となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、当該事由が生じた日から60日を超えて引き続き我が国に在留しようとする場合には、当該事由が生じた日から30日以内に、在留資格取得許可申請を行い、在留資格の取得許可を受ける必要がある（入管法第22条の2）。

(5) 再入国許可

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を受けることなく、現に有する在留資格及び在留期間のまま出入国することができる（入管法第26条）。

なお、平成24年7月9日から、中長期在留者（後記第4節①参照）については、有効な旅券及び在留カードを所持し出国後1年以内に再入国する場合に、また、特別永住者については、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持し出国後2年以内に再入国する場合に、原則としてあらかじめ再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の2）。

さらに、平成27年1月1日から、「短期滞在」の在留資格を与えられて入国した外国人が、我が国から他国に渡って我が国に戻る航路のクルーズ船（指定旅客船）で出国後、15日以内に当該指定旅客船により再入国する場合に、原則として再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の3）。

また、平成28年4月1日から、出国の際に提出を求めていた外国人出国記録について、外国人から提示される旅券等によって同一人性等の確認を行うことが可能であることを踏まえ、再入国予定者等を除き、当該書面の提出を不要とするなどの見直しを行った（入管法施行規則第27条等）。

(6) 資格外活動の許可

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される（入管法第19条第2項）。

（注1） 永住許可に際しては、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能があることという要件を満たし、かつ、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることが必要である。ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、①及び②に適合することを要しない。

（注2） 平成17年3月31日に「『我が国への貢献』に関するガイドライン」を策定して法務省ホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についても同ホームページに掲載し、随時更新している。また、平成18年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「『我が国への貢献』に関するガイドライン」についても一部改定した（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00007.html）。

なお、平成24年7月9日から、上陸審査時に在留資格「留学」を決定された者（「3月」の在留期間が決定された者及び再入国許可による入国者を除く。）は、上陸の許可に引き続いてその場で資格外活動許可の申請を行うことが可能となった。

③ 在留資格取消制度

在留資格取消制度は、入管法に定める取消事由（入管法第22条の4第1項各号）に該当する疑いがある場合、意見聴取の手続（同条第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。

在留資格の取消事由は次のとおりである（括弧内は入管法第22条の4第1項の各号）。

- ① 入管法第5条第1項各号に掲げる上陸拒否事由に該当する外国人が、偽りその他不正の手段により、そのいずれにも該当しないものとして、上陸許可の証印又は許可を受けた場合（第1号）
- ② 偽りその他不正の手段により、在留資格該当性がないのにそれがあるとして、上陸許可の証印等を受けた場合（第2号）
- ③ ①、②に該当するもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けた場合（第3号）
- ④ ①から③までに該当する場合以外（申請人による偽りその他不正の手段の行使がないもの）であって不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提示により、交付を受けた在留資格認定証明書又は査証を含む。）又は図画の提示により、上陸許可の証印等を受けた場合（第4号）
- ⑤ 偽りその他不正の手段により、在留特別許可を受けた場合（第5号）
- ⑥ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、正当な理由がなく3か月（高度専門職2号の場合は6か月）以上継続して当該在留資格に応じた活動を行うことなく在留している場合（第6号）
- ⑦ 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（日本人の子及び特別養子を除く。）又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（永住者等の子を除く。）が、その配偶者としての活動を継続して6か月以上行っていない場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第7号）
- ⑧ 上陸の許可又は在留資格の変更許可等により、新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けてから90日以内に、法務大臣に住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第8号）
- ⑨ 中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した日から90日以内に、法務大臣に新しい住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第9号）
- ⑩ 中長期在留者が、法務大臣に虚偽の住居地を届け出た場合（第10号）

第4節 中長期在留者の在留管理制度等

① 中長期在留者の在留管理制度

中長期在留者の在留管理制度は、在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するものである。同制度においては、新規の上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等、在留に係る許可に伴って在留カードを交付している。在留カードには、法務大臣が把握する情報の重要

部分が記載されていることから、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映されることになっている。

また、在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するため、中長期在留者による所属機関等に関する届出を義務付け、中長期在留者の所属機関からも情報の届出を受けている。

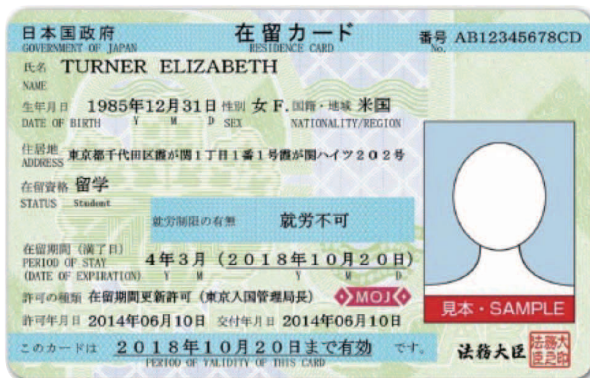
なお、中長期在留者とは、具体的には、以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない外国人をいう（入管法第19条の3）。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準ずる者として法務省令で定めるもの（「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

（1）在留カード

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地（注）、在留資格、在留期間、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載される（16歳以上の者については顔写真が表示される。）。また、在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード券面に記載された事項の全部又は一部が記録される（入管法第19条の4）。

在留カード



表面



裏面

（注）「住居地」とは、我が国における主たる住居の所在地のことであり、外形上住居としての実態を備え、継続的に居住することが予定されている場所であって、かつ、海外に生活の本拠があると認められる場合でも我が国における生活の根拠を表す概念である。他方、「居住地」とは、ホテル等の一時的に滞在する場所を意味する現在地のほか、道路や公園等の社会通念上、生活の本拠とは認められない場所も含む広い概念である。

(2) 在留カードに係る届出・申請

ア 住居地の届出^(注1)

a 新規上陸後の住居地の届出

出入国港で新規の上陸許可に伴い交付された在留カード^(注2)又は「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券（以下「在留カード等」という。）を所持する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、在留カード等を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある（入管法第19条の7）。

b 在留資格変更等に伴う住居地の届出

これまで中長期在留者ではなかった外国人で、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得等の在留に係る許可を受けて、新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者は、当該許可の日）から14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある（入管法第19条の8）。

c 住居地の変更届出

住居地を変更した中長期在留者は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カード等を持参の上、変更後の住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある（入管法第19条の9）。

イ 住居地以外の記載事項の変更届出

中長期在留者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、地方入国管理局で、法務大臣に対し、変更の届出を行う必要がある（入管法第19条の10）。

ウ 在留カードの有効期間の更新申請

「永住者」若しくは「高度専門職2号」の在留資格をもって在留する者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は、更新期間内に地方入国管理局で、法務大臣に対し、在留カードの有効期間更新申請を行う必要がある（入管法第19条の11）。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に在留カードの有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、在留カードの有効期間更新申請を行うことができる。

エ 紛失等による在留カードの再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した

(注1) 中長期在留者は、住民基本台帳法に定める外国人住民であり、「住居地の届出」に加えて、同法に基づく転入届等をする義務があるが、在留カードを提出して当該転入届等をしたときは、「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする義務はない。

(注2) 新規の上陸許可とともに在留カードを交付することができるのは一部の空港に限られる。

平成27年時点では、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港の7空港に限られる。

日)から14日以内に、地方入国管理局で、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある(入管法第19条の12)。

オ 汚損等による在留カードの再交付申請

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのＩＣチップの記録が毀損した場合には、地方入国管理局で、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請を行うことができる。

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのＩＣチップの記録が毀損していることにより、地方入国管理局長から在留カードの再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、地方入国管理局で、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある。

また、在留カードの交換を希望する場合には、在留カードが毀損等した場合でなくても再交付申請を行うことができる。この手続により在留カードの交付を受けるときは、1,300円の手数料が必要となる(入管法第19条の13)。

(3) 所属機関・配偶者に関する届出

ア 中長期在留者からの所属機関等に関する届出

ａ 活動機関に関する届出

「教授」，「高度専門職 1 号ハ」，「高度専門職 2 号」（入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄 2 号ハに掲げる活動に従事する場合），「経営・管理」，「法律・会計業務」，「医療」，「教育」，「企業内転勤」，「技能実習」，「留学」又は「研修」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、活動機関の名称・所在地に変更が生じた場合、活動機関が消滅した場合又は活動機関からの離脱・移籍があった場合には、14日以内に、当該事由等を法務大臣に対して届け出る必要がある(入管法第19条の16第1号)。

ｂ 契約機関に関する届出

「高度専門職 1 号イ」，「高度専門職 1 号ロ」，「高度専門職 2 号」（入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄 2 号イ又はロに掲げる活動に従事する場合），「研究」，「技術・人文知識・国際業務」，「興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限る。）」又は「技能」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、契約機関の名称・所在地に変更が生じた場合、契約機関が消滅した場合、契約機関との契約の終了又は新たな契約の締結があった場合には、14日以内に、当該事由等を法務大臣に対して届け出る必要がある(入管法第19条の16第2号)。

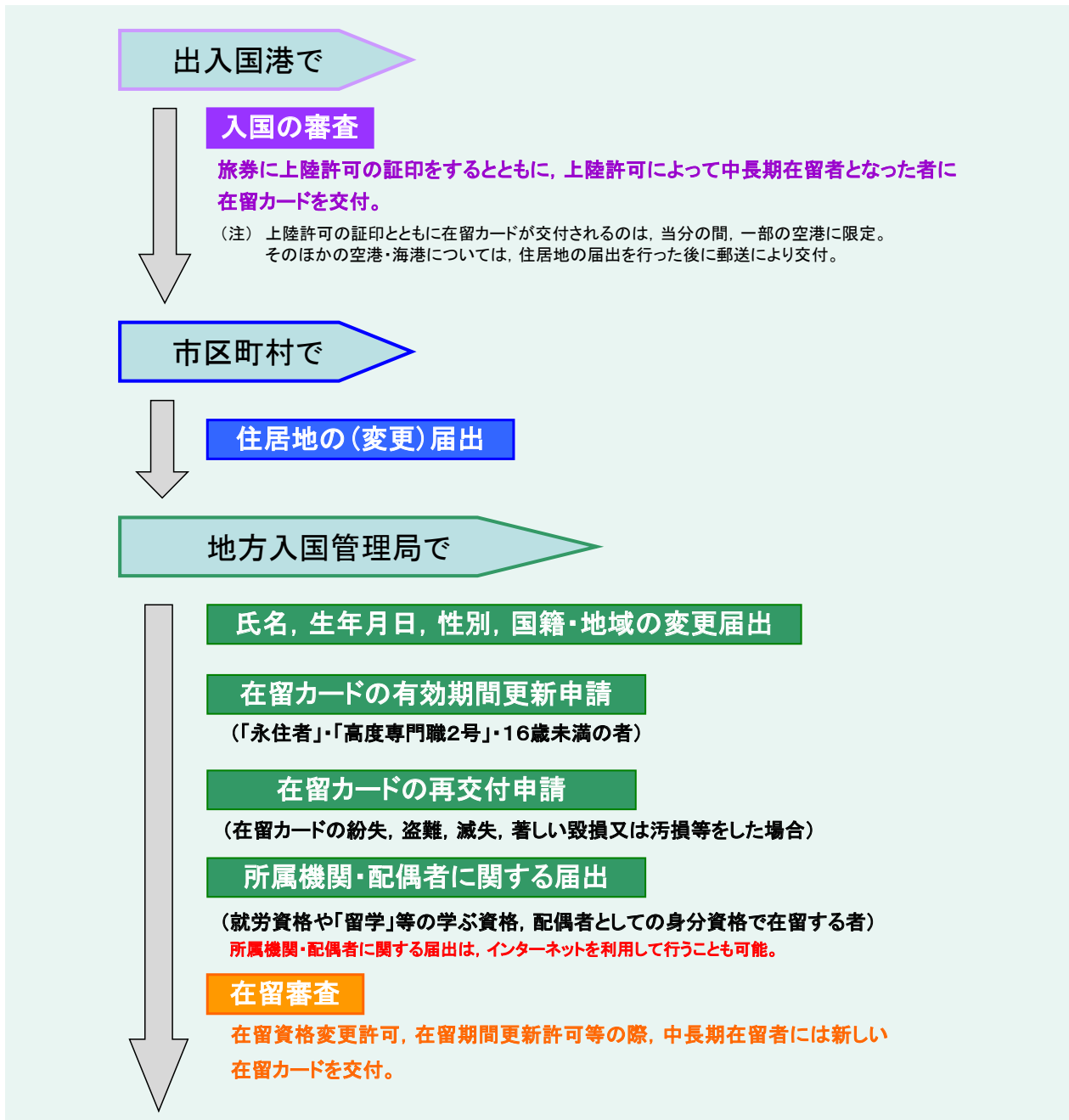
ｃ 配偶者に関する届出

「家族滞在」，「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者のうち、配偶者としての身分を有する者は、その配偶者と離婚又は死別した場合には、14日以内に、当該事由等を法務大臣に対して届け出る必要がある(入管法第19条の16第3号)。

イ 所属機関による中長期在留者に関する届出

「教授」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」又は「留学」の在留資格で在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関（雇用対策法第28条第1項の規定により、厚生労働大臣への届出をしなければならない事業主を除く。）は、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を法務大臣に対して届け出るよう努めなければならない（入管法第19条の17）。

図表73 中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ



(4) 電子届出システムを利用した取組

ア 入国管理局電子届出システム

中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」（入管法第19条の16各号）及び中長期在留者を受け入れている所属機関が行う「所属機関による届出」（入管法第19条の17）については、地方入国管理局への書面提出及び東京入国管理局在留管理情報部門への郵送に加え、平成25年6月24日からインターネットを利用して届出をすることができる「入国管理局電子届出システム」を運用している（<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do>）。同電子届出システムにおいては、中長期在留者や所属機関の職員等が、それぞれのインターネット環境から同電子届出システムへアクセスし、必要項目を入力して届出が可能となる。また、インターネットを経由して外部の一般の利用者と接続する業務システムであることから、利用者の利便性を考慮し、システム画面表示は多言語対応可能（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及びタガログ語）となっている。

入国管理局電子届出システムには、以下のメリットがある。

- ① 窓口に行くことなく自宅やオフィスなどからインターネットを介して届出や届出状況の確認を行うことができる。
- ② システムの利用料はかからない。
- ③ 24時間365日利用できる。
- ④ 記載漏れが自動でチェックされる。
- ⑤ 所属機関による届出では専用のフォーマットを利用することで一括届出を行うことができる。

また、入国管理局電子届出システムを利用するための利用者情報登録（注1）をしている所属機関の職員等は、同じく利用者情報登録をしている中長期在留者からの依頼に基づき、入管法第19条の16に規定する届出のうち、所属機関の名称変更又は所在地変更に関する届出を、本人に代わって同電子届出システムにより届け出ることができる。

イ 入国管理局正字検索システム

在留カード及び特別永住者証明書に記載される氏名は、原則としてアルファベットで表記することとされているが、特例として本人からの申出がある等の一定の場合に、ローマ字表記に併せて、又はローマ字表記に代えて漢字での表記が認められる。

在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により正字（注2）の範囲の文字と定められており、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいう。）については、正字の範囲の文字に置き換えて記載される。

そのため、入国管理局では、平成25年7月1日から簡体字等の文字コード等を基に在留カード等に表記される漢字氏名を簡易に検索できるようにするため、「入国管理局正

（注1） 入国管理局電子届出システムを利用するためには、利用者情報登録を行う必要があり、中長期在留者は、自身のインターネット環境において直接同電子届出システムから身分事項等を入力して登録を行うことにより、また、所属機関の職員等は、所属機関の所在地を管轄する地方入国管理局等の窓口を利用者情報登録の届出を行って登録することにより、同電子届出システムにログインするための認証ID及びパスワードを取得することができる。

（注2） 工業標準化法（昭和24年法律第185号）X0221の日本文字部分レパートリ（日本国内でよく使われる文字を指定した部分集合）及び法務省告示別表第一の漢字をいう。

字検索システム」を導入し、入国管理局ホームページ上に公開している（<http://lapse-immi.moj.go.jp:50122/>）。

(5) 事実の調査

中長期在留者の在留管理制度の下、法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、入管法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者に関する情報を整理し、当該情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。そのため、法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときには、その職員（注）に事実の調査をさせることができる（入管法第19条の19）。

入管法第19条の19に定める事実の調査は、調査の対象が届出事項に限定されているなど、中長期在留者の個人情報保護の要請を踏まえつつ、法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を、正確に把握するために必要な範囲で行うことができるものとなっている。

また、この事実の調査は、中長期在留者、所属機関の双方から届け出られた情報に加え、厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報等を活用し、これらの情報を照合・分析して調査を行うことにより、偽装滞在者を浮かび上がらせることができるなど、効果的な偽装滞在者対策を講じることにも繋がることから、事実の調査の積極的な実施に取り組んでいる。

② 特別永住者に係る制度

日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱したものであって、昭和20年9月2日以前から引き続き本邦に在留しているもの及びその子孫であって本邦で出生し、引き続き本邦に在留しているものについては、入管特例法の規定に基づき、特別永住者として、本邦での永住を認めており、再入国許可の有効期間や退去強制事由等について、入管法の特例が認められている。

特別永住者の制度については、中長期在留者の在留管理制度の導入と併せて、旧制度（外国人登録制度）を実質的に維持しつつ、利便性向上の観点から、特別永住者証明書の交付、再入国許可の有効期間の延長等の見直しを行った。

(1) 特別永住者証明書

特別永住者証明書とは、特別永住者という法的地位の証明書として法務大臣が交付するものであり、その記載事項については、必要最小限のものとして、氏名、生年月日、性

別、国籍・地域、住居地、特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了日が記載される（16歳以上の者については、顔写真が表示される。）。また、特別永住者証明書には、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、証明書に記載された事項の全

特別永住者証明書



表面



裏面

(注) 「その職員」には、入国審査官、入国警備官のほか法務事務官が含まれる。ただし、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができるのは、入国審査官及び入国警備官であり（入管法第19条の19第2項）、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めることができるのは、法務大臣、入国審査官及び入国警備官である（同条第3項）。

部又は一部が記録される（入管特例法第8条）。

（２）特別永住者証明書に係る届出・申請

ア 住居地の届出^{（注）}

住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、住居地（住居地を変更したときは、新住居地）の市区町村の窓口で特別永住者証明書を提出した上、その住居地を法務大臣に届け出る必要がある（入管特例法第10条）。

イ 住居地以外の記載事項の変更届出

特別永住者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、法務大臣に対し変更を届け出る必要がある（入管特例法第11条）。

ウ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請

特別永住者は更新期間（特別永住者証明書の有効期間満了日の2か月前（有効期間が16歳の誕生日とされているときは、6か月前）から有効期間が満了する日までの間）に、居住地の市区町村の窓口において、法務大臣に対し、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行う必要がある。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことができる（入管特例法第12条）。

エ 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある（入管特例法第13条）。

オ 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のＩＣチップの記録が毀損した場合には、居住地の市区町村の窓口で、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行うことができる。

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のＩＣチップの記録が毀損していることにより、法務大臣から特別永住者証明書の再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある。

また、特別永住者証明書の交換を希望する場合には、特別永住者証明書が毀損等した場合でなくても再交付申請をすることができる。この手続により特別永住者証明書の交付を受けるときは、1,300円の手数料が必要となる（入管特例法第14条）。

（注） 特別永住者は、住民基本台帳法に定める外国人住民であり、「住居地の届出」に加えて、同法に基づく転入届等をする義務があるが、特別永住者証明書を提出して当該転入届等をしたときは、「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする必要はない。

③ 法務省と市区町村の情報連携

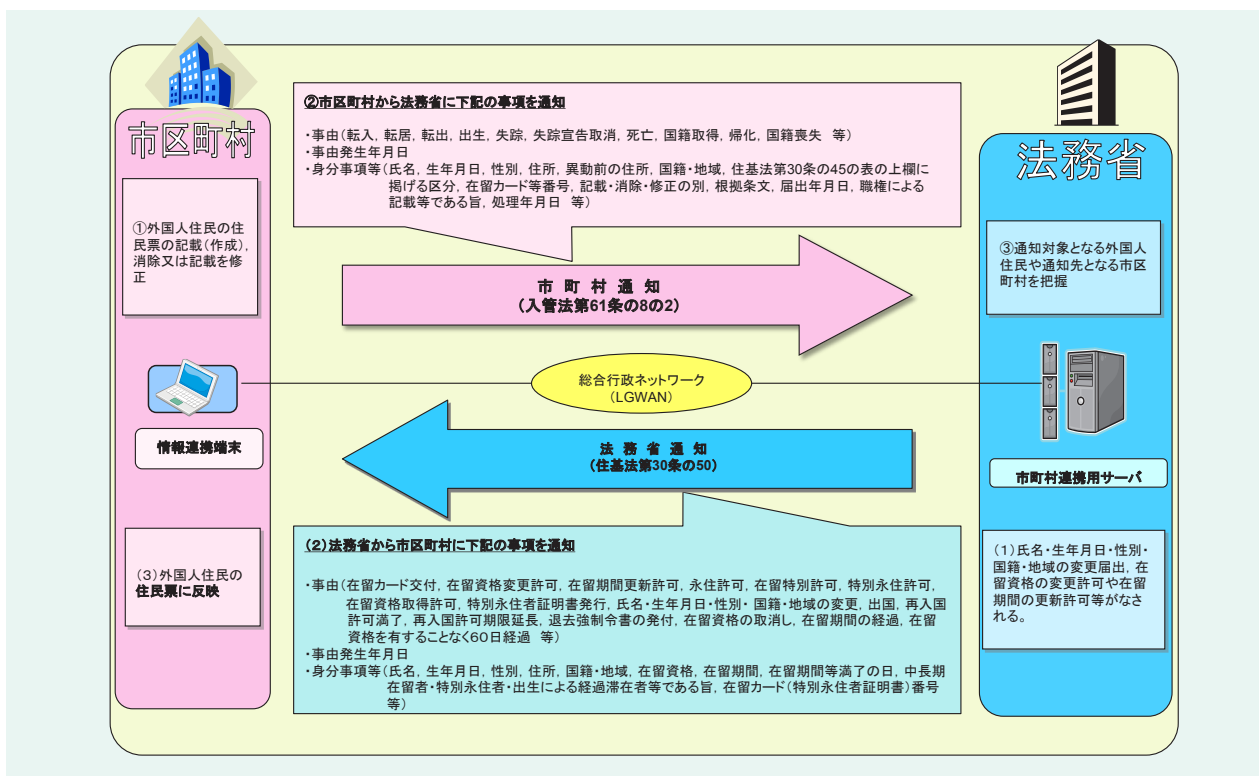
平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、同日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行された。これにより、外国人住民についても住基法が適用され、日本人と同様に、住所地の市区町村において住民票が作成されることとなった。

この改正により、法務大臣が把握する情報のうち市区町村と共有すべきものについて、法務省と市区町村の間で専用端末を介した情報連携を行うこととなった。

具体的には、法務省においては、外国人住民について身分事項や在留資格等、所定の事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該外国人住民が登録されている住民基本台帳を備える市区町村長に通知し、市区町村においては、外国人住民に係る住民票の記載、消除、又は記載の修正を行ったときは、直ちにその旨を法務大臣に通知している。

法務省と市区町村の間でこのような情報連携を行うことで、法務省が公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握するとともに、市区町村による住民基本台帳記録の正確性の確保が図られる。

図表74 法務省と市区町村との情報連携



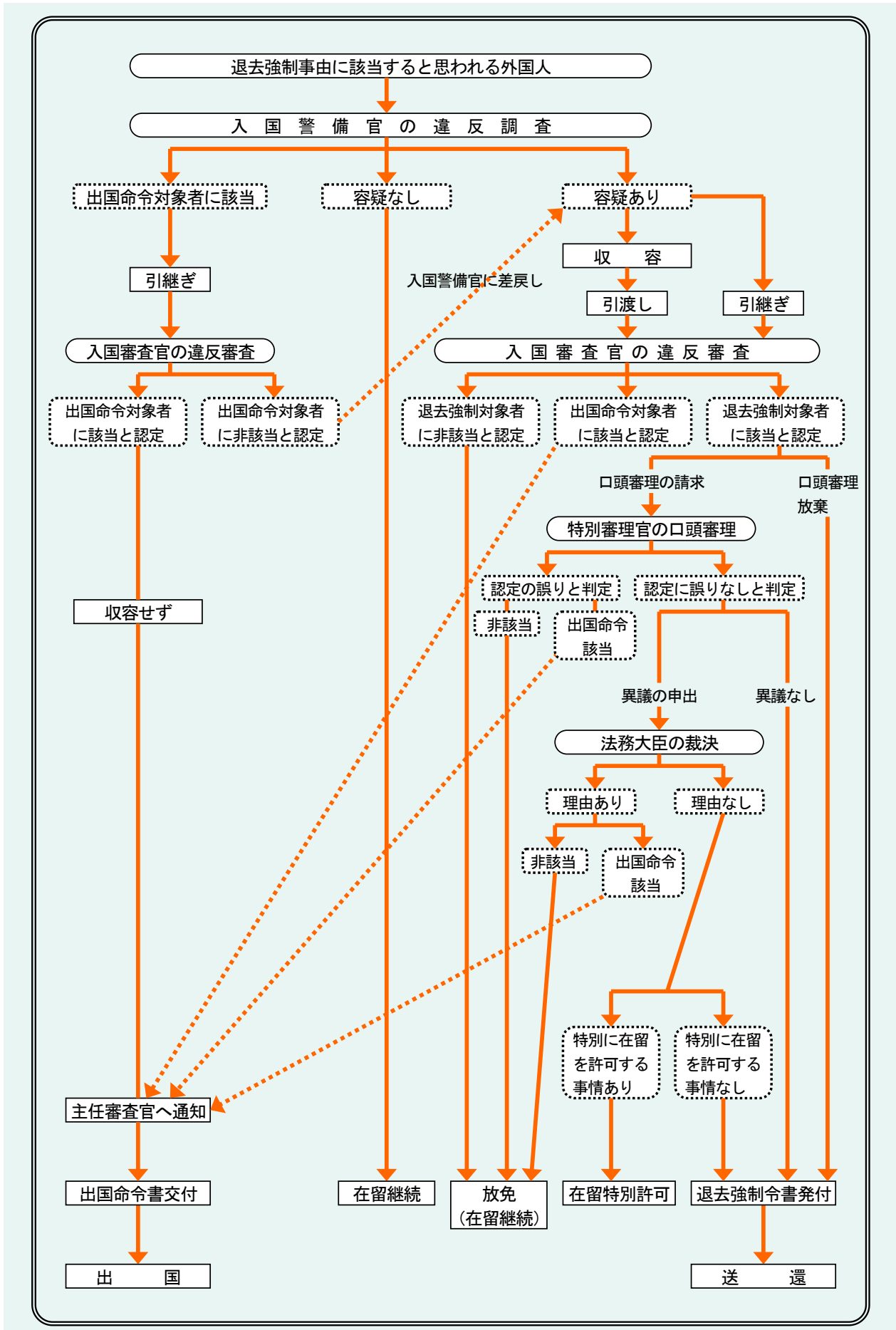
第5節 外国人の退去強制手続

出入国管理行政においては、外国人の円滑な受入を推進する一方、我が国にとって好ましくない外国人については、国外に排除し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制は、我が国にとって好ましくない外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であり、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の三審制の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争い、あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている（図表75）。

図表75 退去強制手続及び出国命令手続の流れ



① 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第一段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条各号）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（入管法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、主任審査官（注）が発付する収容令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引き渡すこととなる（入管法第39条、第44条）。

② 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（入管法第45条第1項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができ（入管法第48条第1項）、更に特別審理官の判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（入管法第49条第1項）。

③ 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（入管法第49条第3項）。

④ 在留の許否

（1）在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、次の場合、主任審査官により退去強制令書が発付される。

- ① 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（入管法第45条第1項、第47条第5項）
- ② 退去強制対象者に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定され、当該外国人がこの判定に服したとき（入管法第48条第1項、第9項）
- ③ 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出に「理由なし」と裁決され、かつ、特別に在留を許可する事情がないとき（入管法第49条第1項、第6項）

なお、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合には、当該外国人は直ちに放免され、また、退去強制事由には該当するが出国命令（後記本節⑤参照）の対象者であると判断された場合には、出国命令を受けた後、直ちに放免される。

（2）法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は、異議の申出に対する裁決に当たり「理由がない」と認める場合でも、当該外国人が永住許可を受けているとき、かつて日本人であったことがあるとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき又はその他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは、当該外国人の在留を特別に許可すること

（注） 入国審査官のうち、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免及びその取消し等の権限があり、法務大臣が上級の入国審査官から指定するものをいう。

ができる（入管法第50条第1項、いわゆる「在留特別許可」）。

⑤ 出国命令制度

出国命令制度は、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者（注）について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で、出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は1年間とされている。

出国命令の対象者は、不法残留者であることが前提であり、加えて以下の全ての要件を満たしていることが必要である（入管法第24条の3）。

- ① 自ら入国管理官署に出頭したものであること
- ② 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- ③ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- ④ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- ⑤ 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

第6節 難民の認定

① 難民条約等への加入

我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、次いで57年1月1日に難民議定書に加入し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

難民条約と難民議定書は、難民の定義を定めるとともに、難民に対して締約国が付与すべき諸権利・保護を定めている。

② 難民認定手続

（1）難民の定義

我が国の難民認定手続において、「難民」とは、難民条約第1条又は難民議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味する（入管法第2条第3号の2）。一般的には、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされている。

（2）仮滞在許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たす場合には仮滞在を許可することとし（入管法第61条の2の4第1項）、その間は退去強制手続が停止される（入管法第61条の2の6第2項）。

仮滞在期間は原則として6月であり（入管法施行規則第56条の2第2項）、仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば、同期間は更新される（入管法第61条の2の4第4項）が、仮滞在許可には、住居や行動範囲の制限、就労の禁止など、種々の条件が付される（入管法第61条の2の4第3項、入管法施行規則第56条の2第3項）。

なお、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人については、難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、難民認定申請中は送還が停止される（入管法第61条の2の6第3項）。

（注） 「船舶観光上陸許可における帰船条件違反者」も含む。

(3) 事実の調査

難民であることを立証する責任は申請者にあるとされている（入管法第61条の2第1項）が、難民認定申請者は一般に、我が国においてその立証をすることが困難な場合が多いことを考慮しなければならない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合には、難民調査官が事実の調査をすることとなっている（入管法第61条の2の14）。

(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果

法務大臣は、難民の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する（入管法第61条の2第2項）。

難民として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、本邦に上陸後6か月以内に難民認定申請をしたことなど一定の要件に適合する場合には、一律に「定住者」の在留資格が付与される（入管法第61条の2の2第1項）。当該外国人がこれらの要件を満たさない場合であっても、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、法務大臣は、在留を特別に許可することができる（入管法第61条の2の2第2項）。

難民と認定された外国人は、入管法上の効果として、難民旅行証明書の交付を受けることができ（入管法第61条の2の12）、永住許可要件の一部が緩和される（入管法第61条の2の11）。

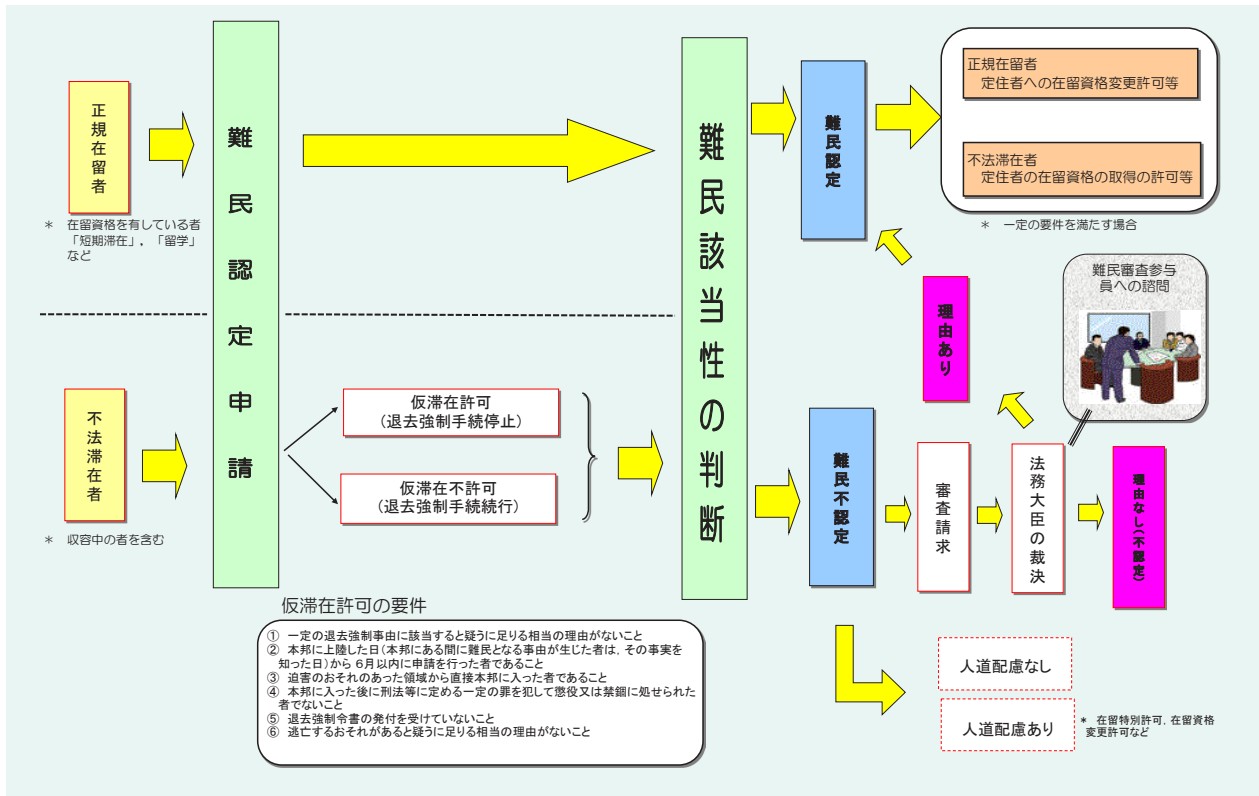
③ 不服申立て^(注)

難民と認定されなかった者又は難民の認定を取り消された者が、その処分に不服がある場合や、難民認定申請をし、相当期間経過したにもかかわらず、認定又は不認定の処分がなされない場合にはその不作為について、法務大臣に対し審査請求をすることができる（入管法第61条の2の9第1項）。法務大臣が審査請求の裁決を行うに当たっては、法律や国際情勢等についての学識経験を有する者から選任された難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされている（同条第3項）。

なお、平成28年3月31日までになされた、難民の認定をしない処分や難民の認定を取り消す処分に対する不服申立てについては、異議申立てによる手続がとられている。

(注) 詳細は、第1部第6章第2節注及び第3節参照。

図表76 難民認定申請の形態と手続



④ 一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の一つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（入管法第18条の2）は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、生命、身体、又は身体的自由を害されるおそれのあった領域から逃れてきた者で、かつ、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するものである。上陸期間は、6か月を超えない範囲内で定める（入管法第18条の2第4項、入管法施行規則第18条第5項）。

資料編2 組織・体制の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成27年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において4,202人の職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

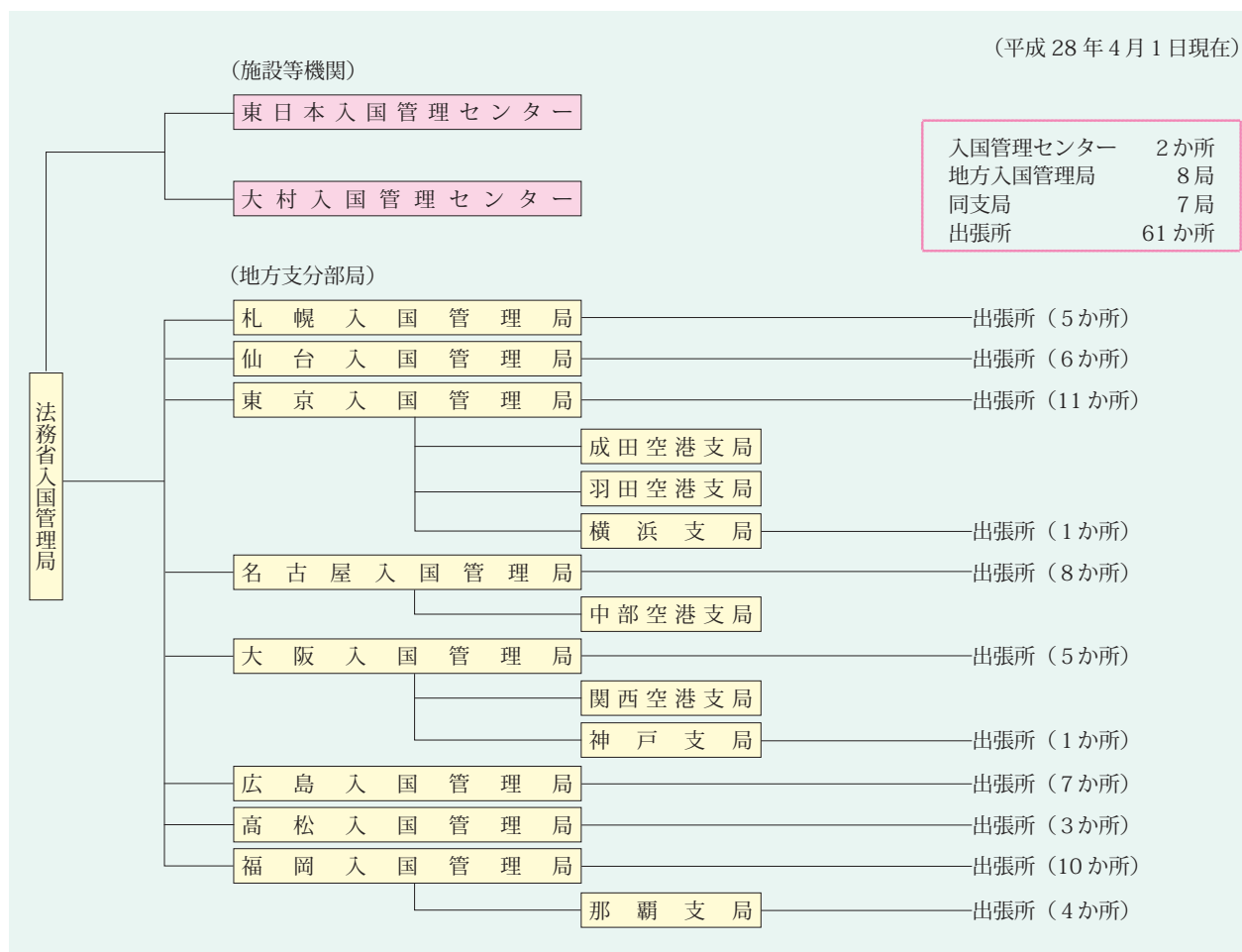
第1節 組織・機構

① 入国管理官署の概要

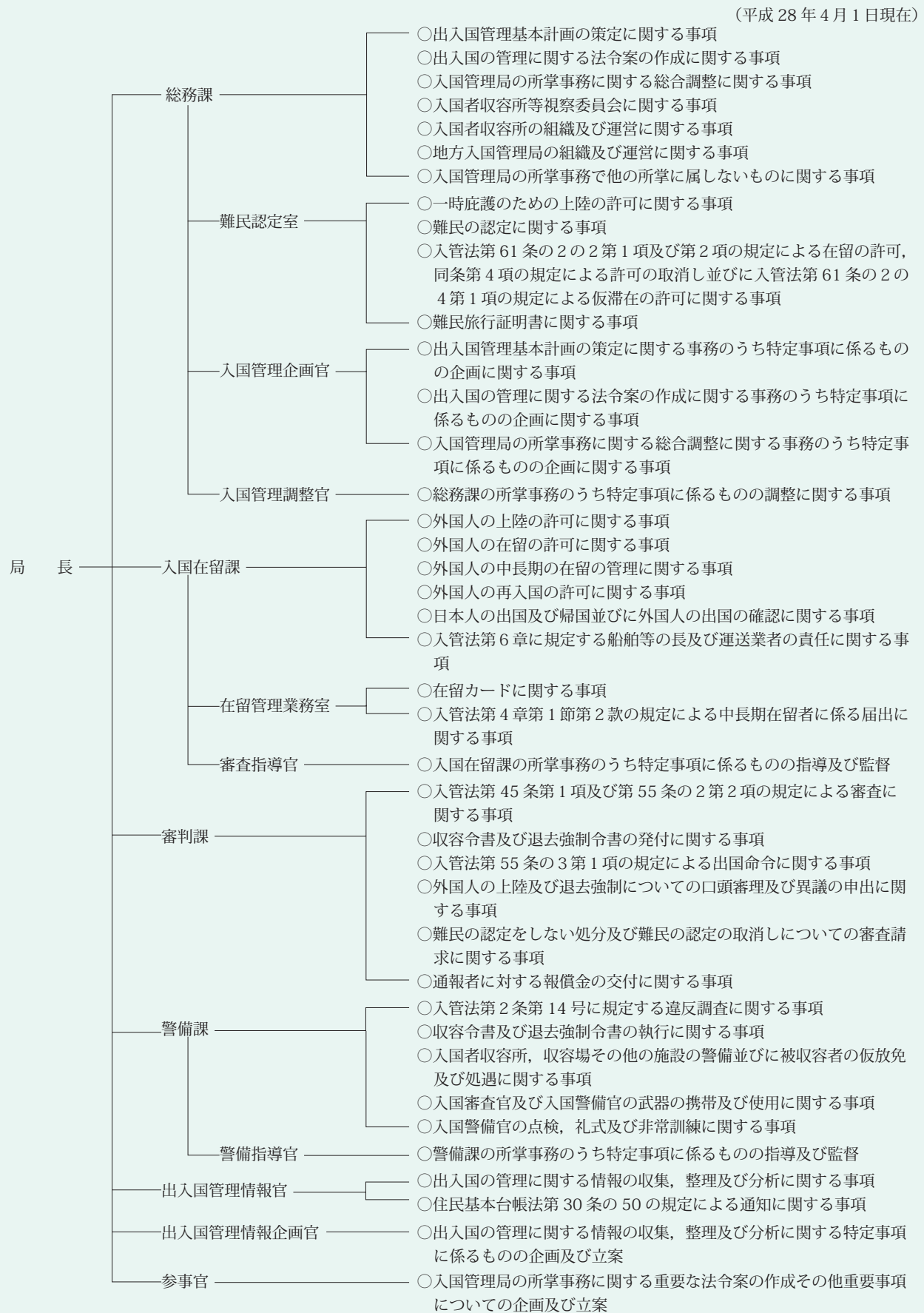
出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図表77、78）。

図表 77 入国管理局組織表



図表 78 法務省入国管理局所管事項



(注) 上記のほか、官房審議官及び局付が、入国管理局担当として配置されている。

② 入国管理官署の組織の見直し

平成28年度の組織の拡充については、訪日外国人旅行者の増加に対応し、迅速かつ厳格な出入国審査を行うため、審査場において陣頭指揮を執るなどする要員として、札幌入国管理局千歳苫小牧出張所及び福岡入国管理局那覇支局那覇空港出張所に統括審査官を増設した。

また、出張所においては、空港業務への対応が増加し、責任者が不在となる場面が増加している官署があるほか、在留諸申請件数が増加している中、平成24年7月に改正入管法が施行されたことに伴い、在留カードの有効期間の更新等の新規業務が相当量加わるとともに、市町村や警察等の関係機関からの新制度における在留管理業務に関する連絡調整業務への対応も必要となっていることを踏まえ、東京入国管理局千葉出張所に統括審査官を増設し、同局水戸出張所、名古屋入国管理局静岡出張所及び同局金沢出張所については首席審査官及び統括審査官を増配置した。

さらに、東京入国管理局に次いで難民認定申請件数が多い名古屋入国管理局において、難民認定業務に専従して、迅速に案件処理を行い、真に庇護を求める者を確実に庇護するため、難民調査部門を新設した。

また、地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応えるため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（図表79）。

その結果、入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した昭和56年4月1日当時全国に103か所設置されていた出張所は平成28年4月1日現在で61か所となり、都道府県ごとに最低1か所の地方入国管理官署を設ける一方、昭和56年当時から約4割を縮減するに至っている。

これらの出張所については、各種の許可申請・届出等のために訪れる外国人の利便を図ることのみならず、不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ、我が国に中長期間在留する外国人を受け入れる地方公共団体又は関係機関との連携といった観点も踏まえ、今後とも、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう、より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し、合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。

図表 79 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

年度	廃止		設置	
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
平成 12	尼崎港出張所 呉港出張所 唐津港出張所 伊万里港出張所	尼崎市 呉市 唐津市 伊万里市	佐賀出張所	佐賀市
13	横須賀港出張所 鹿児島空港出張所 清水港出張所 田子の浦港出張所	横須賀市 始良郡溝辺町 清水市 富士市	静岡出張所	静岡市
14	岩国港出張所 八代港出張所 日立港出張所 鹿島港出張所	岩国市 八代市 日立市 鹿島郡神栖町	甲府出張所 岐阜出張所 大津出張所 水戸出張所	甲府市 岐阜市 大津市 水戸市
15	東京港出張所 渋谷出張所 室蘭港出張所 宮古港出張所 大船渡港出張所 石巻港出張所 佐世保港出張所 那覇港出張所	江東区 渋谷区 室蘭市 宮古市 大船渡市 石巻市 佐世保市 那覇市	新宿出張所 盛岡出張所	新宿区 盛岡市
16	青森港出張所 八戸港出張所 横浜港出張所 名古屋港出張所 名古屋空港出張所 堺港出張所 神戸港出張所 水島港出張所 志布志出張所	青森市 八戸市 横浜市 名古屋市 西春日井郡豊山町 堺市 神戸市 倉敷市 曾於郡志布志町	青森出張所	青森市
17	直江津港出張所	上越市		
19	大阪港出張所 天王寺出張所	大阪市 大阪市	東部出張所	江戸川区
22	羽田空港出張所	大田区		
26	小樽港出張所	小樽市	旭川出張所	旭川市

（注）平成22年度の羽田空港出張所廃止は、羽田空港支局の新設に伴うものである。

第2節 職員

① 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②収容令書又は退去強制令書の発付、③仮放免、④難民認定及び在留資



入国管理局職員

格諸申請等に関する事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。

入国警備官は、①入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備、④中長期在留者に関する情報の継続的な把握のための事実の調査を行っているところ、「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており、危険な業務に従事することも多いことから、「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっている。

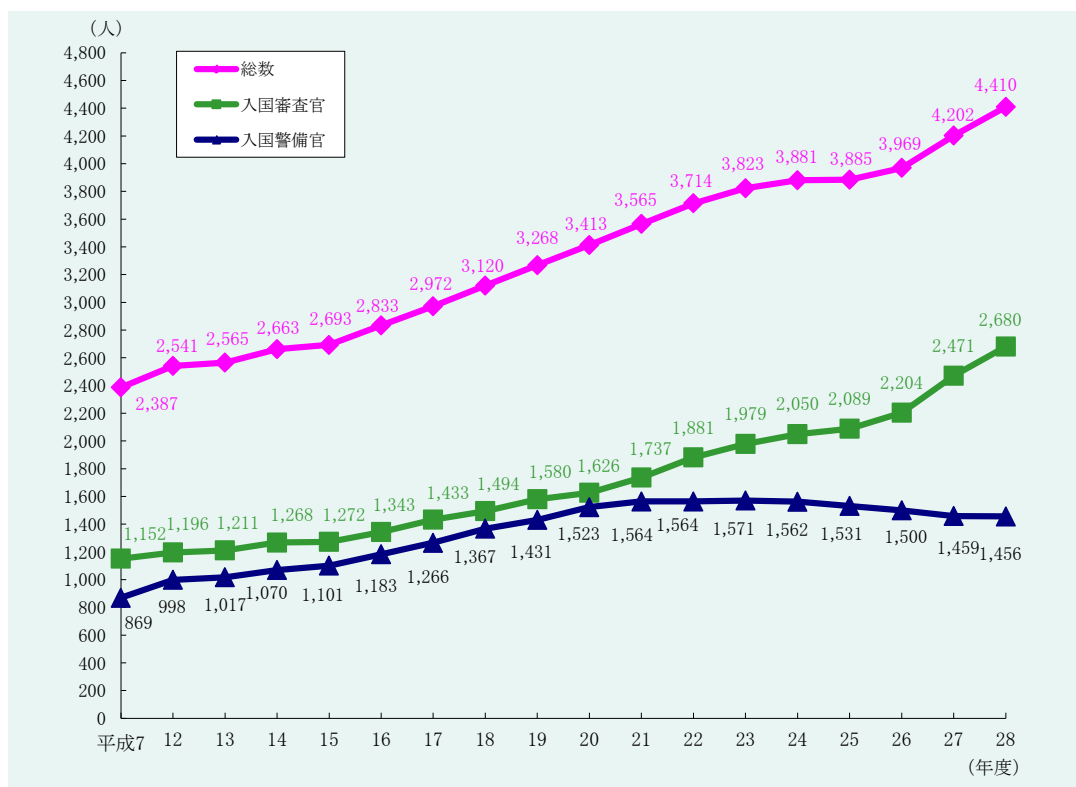
入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

② 増員

入国管理局関係の職員数は、平成28年度は4,410人で、5年前の23年度の3,823人と比べ約15%、587人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、加えて観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理の強化、外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化と確実な送還、正規滞在者を装う偽装滞在者への対策、更には難民認定申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応じていくためには、更なる増員が望まれる（図表80）。

図表80 入国管理官署職員定員の推移①



図表 80 入国管理官署職員定員の推移②

(人)

年度	区分 本省事務官	地 方 入 国 管 理 官 署					総数
		事務官	審査官	警備官	その他	小計	
昭和 60	169	155	703	658	55	1,571	1,740
平成 2	166	154	777	673	46	1,650	1,816
7	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
12	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
13	156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
14	154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
15	152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
16	142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
17	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
18	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
19	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
20	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
21	126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
22	126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714
23	126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823
24	126	135	2,050	1,562	8	3,755	3,881
25	126	131	2,089	1,531	8	3,759	3,885
26	126	131	2,204	1,500	8	3,843	3,969
27	140	124	2,471	1,459	8	4,062	4,202
28	140	126	2,680	1,456	8	4,270	4,410

平成27年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」において、「訪日外国人旅行者『2,000万人時代』への万全の備えを速やかに進め、その早期実現を目指す」とされ、査証緩和措置など観光立国の実現に向けた政府による様々な取組が推進された結果、27年の外国人入国者数は、想定を遙かに上回る勢いで急増して約1,969万人と、前年に比べ約554万人（39.2%）増加し、目標の達成に迫る水準に至った。

そのような状況の中、平成27年度においては2回の緊急増員が行われ、27年7月に、地方空港への審査要員の機動的な派遣を含む35人（内部振替含む）、同年12月に、関西空港と那覇空港の出入国審査業務の充実強化のため57人の入国審査官が増員措置されている。

平成28年度においては、全国の出入国者数の約9割を占める主要空港のうち、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港及び那覇空港における出入国審査要員、厳格かつ迅速な上陸審査を行うためのセカンダリ審査要員、水際対策強化のための偽変造文書鑑識要員及び上陸審査における顔画像照合機能の活用強化に必要な要員、地方空港やクルーズ船乗客に対応する出入国審査要員などの計162人の入国審査官及び、退去強制手続業務の充実強化等のため計34人の入国警備官が増員措置された。さらに、平成28年9月、出入国審査業務の充実強化のため緊急増員が行われ、入国審査官62人が措置された。

③ 研修

近年、我が国に出入国する外国人は増加傾向にあり、また、在留の態様も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、入国審査官・入国警備官が日々執り行う業務の内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、これら職員を対象とした研修の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研究・研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために、専門知識を有する職員のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、偽変造文書鑑識従事者研修、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、指紋鑑識研修、人権関係、メンタルヘルス関係の研修等各種の研修を実施している。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。



研修風景



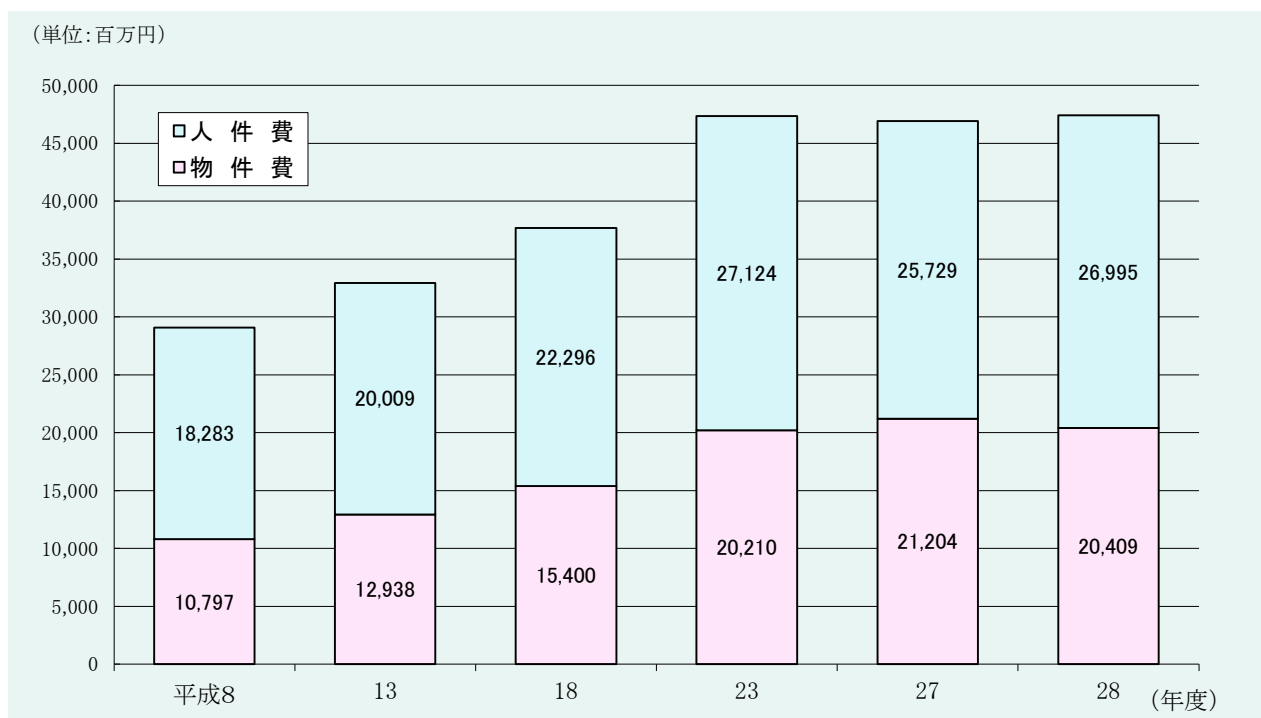
入国警備官点検風景

資料編3 予算等

第1節 予算

出入国管理行政の予算の推移は、図表81のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、平成28年度予算は、入国管理局が推進する各種施策の実施に必要な経費が計上されている。入国管理局では、引き続き効率的な予算執行に努め、行政コストの縮減を図ることとしている。

図表81 予算額の推移



(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成8	13	18	23	27	28
人件費	18,283	20,009	22,296	27,124	25,729	26,995
物件費	10,797	12,938	15,400	20,210	21,204	20,409
うち電算関連費	4,079	5,810	6,486	12,049	12,575	10,765
計	29,080	32,947	37,696	47,334	46,933	47,404

(注) 予算額は当初予算額である。

第2節 施設

平成28年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京、名古屋、大阪）、法務合同庁舎（仙台、広島、高松）、行政合同庁舎（札幌）及び民間施設（福岡）にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎（横浜）、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に2か所ある入国者収容所は、法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本）として整備している。

資料編 4 出入国管理関係訴訟

第 1 節 概況

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「出入国管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。平成27年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、370件（前年335件）であり、前年から35件増加した（図表82）。

適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革、特に、行政訴訟について、平成17年4月1日に、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたこと等を背景として、近年、新規受理件数は高水準で推移しているが、24年から顕著な増加傾向にあった新規受理件数は、25年をピークに26年は一旦減少したものの、27年は再び増加している。本案事件の終了件数についても、新規受理件数に連動して、近年、高水準で推移しているところ、その背景としては、平成15年7月に公布、施行された「裁判の迅速化に関する法律」により裁判所の手続全体の一層の迅速化が図られていることなども挙げられる。

また、近時の出入国管理関係訴訟では、在留特別許可の義務付け、仮放免許可の仮の義務付け、収容令書発付処分やその執行の差止め又は仮の差止め等新たな形での訴えの提起が相次いでいる。その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの種類の訴訟制度が活用されているという事情を指摘することができる。

図表 82 出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（平成 27 年末現在）

（件）

区分	年	平成 23	24	25	26	27
行政事件	退去強制手続関係 取消請求・無効確認等	167	264	334	274	282
	在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等	23	17	13	18	17
	在留資格認定証明書不交付 処分取消請求・無効確認等	8	6	6	6	0
	難民認定手続関係 取消請求・無効確認等	40	46	35	35	61
	その他の	1	4	1	0	6
	（小計）	239	337	389	333	366
民事事件		4	3	2	2	4
人身保護請求事件		0	0	0	0	0
受理件数（総数）		243	340	391	335	370
終了件数		214	263	341	380	392

第2節 主な裁判例

裁判例1【異議の申出に理由がない旨の裁決における子の福祉に関する考慮】

控訴人子は、本件各裁決当時10歳と年少であり、心身の健全な成長のために親の監護養育が必要な年齢であるといえる。一般に、外国で生活していた両親が母国に帰国しなければならない場合において、当該外国で生まれ育った子が未だ10歳と年少であるときには、帰国に伴い当該子に母国語の習得等の負担が生じるとしても、当該外国に両親に代わって当該子を監護養育することのできる者が居るなどの特段の事情がない限り、両親と共に帰国し母国において両親の監護養育を受けることが、当該子の心身の健全な成長のために必要なことであり、当該子の利益となり、子の福祉に適うことといえる。・・・取消訴訟における行政処分の違法性の判断の基準時は、行政処分時と解するのが相当であるから、本件各裁決後に控訴人子が上記のような希望（引用者注：控訴人子のみが本邦に残ること）ないし意思を表明したとしても、これらの事情が、本件各裁決時には存在せず、法務大臣等において考慮し得なかった事情である以上、本件各裁決の違法性を基礎付ける事情にはならないというべきである。そして、本件各裁決当時控訴人母及び訴外父に代わって控訴人子を監護養育する者が我が国に存在していたなどの特段の事情が認められない以上、言語や生活習慣の異なるフィリピンでの生活が控訴人子にとって新たな言語の習得等少なからぬ負担を伴うものであるとしても、両親と共に帰国しフィリピンで両親の監護養育を受けて生活する方が、監護養育者の居ない日本で生活するよりも、控訴人子の心身の健全な成長に有益であり、子の福祉に適うことであるといえる。

【平成27年10月29日東京高等裁判所判決】

裁判例2【裁決を撤回しないことによる重大な損害の発生の有無】

処分又は裁決撤回の義務付けの訴えは、一旦された処分又は裁決の撤回という新たな処分の義務付けを求めるものであり、当初処分は違法ではなく、それ自体による不利益は受忍せざるを得ないことを前提としつつ、事後的な事情の変化によって当初処分を維持することがもはや不適切となったため、当初処分を撤回する処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあるとして提起される趣旨のものと解される。・・・原告及びAは、原告が本件裁決により本邦からの退去を余儀なくされ、当分の間、本邦内において夫婦としての同居生活を送ることができないという不利益を被り得る地位にあることを前提として、あえて仮放免の許可を受けて同居生活を送っていたのである。したがって、仮に本件裁決後、仮放免中に原告とAの婚姻関係がより成熟したものになりつつあったという事情があったとしても、原告の退去によって同居生活を送ることができなくなるという不利益は、原告において受忍せざるを得ない性質のものである。次に、原告の健康状態に関する事情をみるに、・・・仮に原告がこれらの疾患に現在罹患しているとしても、これらの疾患に対する必要な治療を台湾において受けることができないと認めるに足る証拠はない。また、原告が自ら稼働し、さもなければ夫であるAや親族の経済的援助を受けるなどして治療費を工面することが、台湾に帰国すると不可能となるものではなく、カルテ等の翻訳の負担が重大な不利益に当たるともいえない。したがって、・・・原告に重大な損害を生ずるおそれがあることを基礎付けることはできない。・・・以上のような原告の被る不利益に係る損害の性質及び程度を勘案すれば、本件裁決が撤回されないことにより、原告に重大な損害を生じるおそれがあるとは認められない。

【平成27年7月28日東京地方裁判所判決】

裁判例3【資料の未提出を理由に申請どおりの内容の許可をしなかったこと等の適法性】

原告は、平成22年12月〇日、Aと婚姻したとして「永住者の配偶者等」の在留資格への在留資格変更許可申請をしたにもかかわらず、申請当時、婚姻が成立しておらず、その後、半年以上の期間、本国における婚姻証明書又は本邦における婚姻届出受理証明書を東京入国管理局長に提出することができなかったのであるから、東京入国管理局長が、平成23年6月△日に至り、もはや、原告が早期に婚姻に関する手続を遂げることは期待できず、同月□日付け在留期間更新許可申請（以下「6月更新申請」という。）に基づく「短期滞在」の在留資格の更新を更に認めて、原告が「永住者の配偶者等」の在留資格を得ることができるように引き続き便宜を図ることはできないとして、6月更新申請について、申請どおりの内容では許可できず、原告に対して在留資格を「特定活動」、在留期間を「30日」とする在留資格変更許可をしたことは、全く事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとは認められないというべきである。・・・また、「永住者の配偶者等」の在留資格への在留資格変更許可申請の手続において、配偶者性に関する資料が不足している場合、これを直ちに不許可とすることが社会通念上著しく妥当性を欠くと評価されるときがあり得るとしても、本件のように、当該申請から半年以上の期間、権限ある当局による婚姻証明書等を提出できなかったなどの事実関係の下においては、もはや適法な在留の継続を認めず、一旦帰国を促すという判断をすることは、必ずしも社会通念上著しく妥当性を欠くとまではいえないというべきである。

【平成27年3月17日東京地方裁判所判決】

裁判例4【入管法第53条第2項各号のいずれかの国にも送還されることを希望しない場合に同号に掲げる国を送還先とすることの可否】

・・・退去強制令書の送還先については、原則として退去強制を受ける者の国籍国等に送還されるものとしつつ（53条1項）、「前項の国に送還することができないとき」、すなわち、国籍国等に送還することができない事情があるか、又は無国籍者等であるために、その者の国籍国等に送還することができないときについて規定する同条2項が、本人の希望により同条2項各号に掲げる国のいずれかに送還されるものとしているからといって、その外国人が同条2項各号に掲げるいずれの国にも送還されることについて希望しないときには、入管法が当該外国人を本邦に在留し続けることを許容するものと解することはできない。・・・本人の希望がない場合に本邦からの退去強制自体を禁ずる趣旨まで含まれていると解することができない。そうすると、退去強制を受ける者が無国籍者等であって、国籍国等に送還することができない場合において、その者が入管法53条2項の各号に掲げるいずれの国にも送還されることを希望しないときであっても、主任審査官は、退去強制を受ける者に関する諸般の事情を考慮して同号に掲げる国の中から最も適切な国を送還先とすることができるものと解することが相当である。

【平成27年5月14日東京高等裁判所判決】

裁判例 5【上陸拒否事由該当者に対する在留資格認定証明書の交付可否の判断と法務大臣の裁量権】

・・・入管法5条の2は、同法5条1項4号、5号、7号、9号又は9号の2に該当する特定の事由のある外国人につき、上陸拒否の特例が認められるための要件として、法務省令で定める場合に該当することに加えて、法務大臣が「相当と認める」ことが必要であると定めており、特例を認めるか否かについて法務大臣の裁量を認めている。そして、・・・控訴人が悪質な方法で我が国への不法入国を繰り返してきたことは、公正な出入国管理の秩序を著しく乱すものであり、出入国管理行政上看過することができないものであることは明らかであるから、相当の期間が経過していることを考慮しても、上陸拒否の特例の適用を認めるのは相当ではないとした東京入国管理局長の判断が入管法等の趣旨に反するものであるとか、その裁量権の範囲を逸脱したり、濫用したものであるということとはできない。・・・外国人は、日本国憲法においても我が国に入国する自由が保障されているわけではなく、外国人の出入国管理は国内の治安と善良な風俗の維持、保護・衛生の確保、労働市場の安定等の国益の保持を目的として、法務大臣等の広範な裁量の下に行われるものであって、在留資格に係る上陸のための条件の適合性を審査し、認定する手続である在留資格認定証明書の許否の判断に当たり、法務大臣等が当該外国人のそれまでの入国の状況や我が国における活動の状況等を考慮することは、当然に許されるものというべきである。

【平成27年4月9日東京高等裁判所判決】

資料編 5 統計

(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移

1-1 「経営・管理」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	838	820	632	984	1,352
中	国	194	215	173	419	701
韓	国	188	179	122	165	148
米	国	109	94	88	94	82
台	湾	48	36	32	53	57
フ	ラ	25	30	25	25	41
パ	キ	42	55	23	18	35
英	国	24	29	16	26	35
オ	ー	18	18	18	22	28
中	国	2	7	7	12	26
イ	ン	14	11	8	11	16
ド	イ	9	8	20	20	16
そ	の	165	138	100	119	167

(注) 法改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、「投資・経営」から「経営・管理」の在留資格に改められている。

1-2 「経営・管理」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	11,778	12,609	13,439	15,184	18,109
中	国	3,974	4,423	5,057	6,394	8,690
韓	国	2,872				
韓	国		2,939	2,917	2,910	2,928
パ	キ	627	732	759	808	904
ネ	パ	430	513	585	682	865
米	国	844	687	654	648	650
台	湾		331	460	571	636
ス	リ	281	326	339	391	469
イ	ン	320	307	301	300	320
英	国	292	244	226	223	238
フ	ラ	248	229	223	222	236
そ	の	1,890	1,878	1,918	2,035	2,173

(注 1) 各年末現在の数である（以下の中長期在留者に係る表も同じ）。

(注 2) 平成 23 年末は外国人登録者数、24 年末以降は中長期在留者数である（以下の中長期在留者数に係る表も同じ）。

(注 3) 平成 23 年末の「中国」は台湾を含んだ数であり、24 年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である（以下の中長期在留者数に係る表も同じ）。

(注 4) 平成 23 年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、24 年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している（以下の中長期在留者数に係る表も同じ）。

2-1 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	8,836	10,209	10,741	14,270	17,690
中	国	2,103	2,636	2,759	3,759	4,524
ベ	ト	500	918	835	1,314	2,212
韓	国	951	1,006	990	1,231	1,780
イ	ン	733	953	1,111	1,655	1,525
米	国	1,230	1,152	1,240	1,346	1,382
フ	ィ	445	423	445	778	939
台	湾		314	348	559	768
英	国	418	354	435	503	511
ス	リ	99	105	103	149	352
フ	ラ	177	185	209	243	299
そ	の	2,180	2,163	2,266	2,733	3,398

(注 1) 法改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注 2) 平成 23 年から 26 年までは、各年の「技術」と「人文知識・国際業務」を合算した数値である。

2-2 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	110,488	111,994	115,357	122,794	137,706
中	国	56,932	54,461	53,911	55,447	60,504
韓 国 ・ 朝 鮮		14,994				
韓	国		15,122	15,307	15,429	16,669
ベ ト ナ ム		3,021	3,792	4,588	5,875	8,784
米	国	6,855	6,943	7,190	7,468	7,661
台	湾		1,702	2,964	4,242	5,536
イ ン ド		3,916	4,144	4,380	5,027	5,302
フ ィ リ ピ ン		2,843	2,898	2,988	3,454	4,149
英	国	2,964	2,883	2,940	2,982	3,013
フ ラ ン ス		1,456	1,563	1,665	1,822	2,064
ネ パ ー ル		787	980	1,251	1,484	2,046
そ の 他		16,720	17,506	18,173	19,564	21,978

(注) 平成 23 年から 26 年までは、各年の「技術」と「人文知識・国際業務」を合算した数値である。

3-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	5,348	6,126	6,245	7,209	7,202
中	国	1,717	1,967	2,085	2,433	2,404
フ ィ リ ピ ン		641	669	670	698	714
イ ン ド		484	505	565	760	677
韓	国	511	491	470	514	536
ベ ト ナ ム		178	240	346	399	484
タ	イ	235	381	301	361	421
米	国	396	383	404	411	321
台	湾	188	173	169	199	201
イ ン ド ネ シ ア		104	221	251	208	194
ド イ ツ		98	125	127	144	186
そ の 他		796	971	857	1,082	1,064

3-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	14,636	14,867	15,218	15,378	15,465
中	国	5,518	5,257	5,405	5,593	5,615
韓 国 ・ 朝 鮮		1,873				
韓	国		1,750	1,697	1,624	1,612
イ ン ド		1,426	1,340	1,315	1,365	1,301
フ ィ リ ピ ン		947	1,023	1,120	1,132	1,143
米	国	1,072	980	1,054	883	771
ベ ト ナ ム		343	415	497	515	656
タ	イ	440	565	525	524	574
台	湾		350	454	526	532
ド イ ツ		377	360	371	389	451
フ ラ ン ス		342	323	310	304	352
そ の 他		2,298	2,504	2,470	2,523	2,458

4-1 「興行」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	26,112	34,969	37,096	35,253	37,155
韓	国	3,179	6,528	6,566	5,893	6,251
米	国	5,908	6,514	6,341	6,498	5,791
英	国	2,474	2,916	3,534	2,920	3,354
フ ィ リ ピ ン		1,407	1,984	2,680	3,149	3,306
ロ シ ア		1,452	1,982	1,063	1,519	1,806
ド イ ツ		1,358	1,594	1,285	1,333	1,522
中	国	739	964	1,022	1,070	1,246
フ ラ ン ス		780	1,320	1,770	1,381	1,210
イ タ リ ア		1,205	866	1,696	1,348	1,095
ス ペ イ ン		626	674	866	768	1,044
そ の 他		6,984	9,627	10,273	9,374	10,530

4-2 「興行」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	6,265	1,646	1,662	1,967	1,869
フ ィ リ ピ	ン	4,188	344	367	436	388
米	国	334	288	278	374	344
韓 国 ・ 朝	鮮	313				
韓	国		305	283	262	224
中	国	389	177	147	126	123
ブ ラ ジ	ル	140	105	102	114	116
オ ー ス ト ラ リ	ア	71	58	58	82	77
ウ ク ラ イ ナ		36	15	7	46	64
タ	イ	95	72	72	51	59
ロ シ	ア	125	13	19	44	47
英	国	66	29	28	57	45
そ の 他		508	240	301	375	382

5-1 「技能」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	4,178	4,910	2,030	2,360	6,421
ネ パ ー ル		677	809	832	927	3,065
イ	ン	379	432	188	317	450
エ ス ト ニ	ア	-	-	-	-	399
ポ ー ラ ン	ド	-	-	-	1	375
中	国	2,527	2,920	427	311	312
リ ト ア ニ	ア	-	-	-	-	311
タ	イ	132	162	129	171	168
ル ー マ ニ	ア	-	-	1	3	166
フ ィ リ ピ	ン	53	59	49	64	96
オ ー ス ト ラ リ	ア	27	53	48	72	81
そ の 他		383	475	356	494	998

5-2 「技能」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	31,751	33,863	33,425	33,374	37,202
中	国	17,657	19,023	18,139	17,240	16,174
ネ パ ー ル		5,704	6,209	6,775	7,412	10,134
イ	ン	3,586	3,798	3,762	3,926	4,222
タ	イ	1,003	1,032	1,066	1,117	1,133
韓 国 ・ 朝	鮮	1,421				
韓	国		1,394	1,253	1,092	1,019
フ ィ リ ピ	ン	302	330	350	376	445
ポ ー ラ ン	ド	1	1	1	2	435
リ ト ア ニ	ア	-	1	2	1	389
エ ス ト ニ	ア	-	-	-	-	370
バ ン グ ラ デ シ ュ		328	279	243	235	256
そ の 他		1,749	1,796	1,834	1,973	2,625

6-1 「技能実習 1 号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	66,025	67,915	67,426	82,516	96,987
中	国	49,311	49,172	44,377	43,971	38,327
ベ ト ナ ム		6,632	7,449	10,130	19,489	32,652
フ ィ リ ピ	ン	3,755	4,264	4,827	6,997	9,918
イ ン ド ネ シ	ア	3,536	3,818	4,144	5,888	7,289
タ	イ	1,722	1,994	2,443	3,210	3,658
カ ン ボ ジ	ア	245	227	325	1,125	2,104
ミ ャ ン マ ー		42	16	71	659	1,769
モ ン ゴ	ル	188	214	206	277	321
マ レ ー シ	ア	39	53	75	191	217
ス リ ラ ン カ		56	122	75	100	136
そ の 他		499	586	753	609	596

(注) 「技能実習 1 号」は、「技能実習 1 号イ」及び「技能実習 1 号ロ」を合算した数である。

6-2 「技能実習 1 号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	61,178	63,281	61,680	77,516	91,885
中	国	45,470	45,713	40,571	40,974	35,490
ベ	ト	6,571	7,379	9,857	19,434	32,399
フ	ィ	3,400	3,846	4,193	6,413	9,375
イ	ン	3,290	3,644	3,885	5,631	6,994
タ	ネ	1,542	1,688	2,010	2,613	3,078
カ	ン	227	214	304	1,042	2,045
ミ	ャ	47	16	76	579	1,585
モ	ン	185	206	202	273	314
ラ	オ	131	113	130	137	130
ス	リ	51	110	66	128	128
そ	の	264	352	386	292	347

7 「技能実習 2 号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	80,816	88,196	93,526	90,110	100,770
中	国	62,131	65,682	66,603	59,119	53,596
ベ	ト	6,953	9,336	11,775	14,605	25,182
フ	ィ	4,833	4,996	5,884	6,308	8,365
イ	ン	4,726	5,454	6,179	6,591	8,313
タ	ネ	1,441	1,776	1,937	2,310	3,006
カ	ン	142	211	288	376	1,061
ミ	ャ	91	71	44	52	393
モ	ン	168	215	247	243	310
ラ	オ	134	163	166	156	191
ネ	パ	96	176	231	180	166
そ	の	101	116	172	170	187

(注) 「技能実習 2 号」は、「技能実習 2 号イ」及び「技能実習 2 号ロ」を合算した数である。

8-1 「留学」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	49,936	57,579	70,007	82,460	99,556
中	国	23,858	26,554	24,583	28,566	32,830
ベ	ト	1,864	4,372	14,098	14,862	23,018
ネ	パ	976	1,830	4,864	8,013	6,712
韓	国	6,749	5,855	5,524	5,066	5,706
台	湾	2,661	2,833	3,164	3,930	4,768
米	国	2,546	2,910	2,825	2,807	3,061
イ	ン	1,054	1,172	1,306	1,655	2,243
タ	ネ	1,256	1,447	1,564	1,963	2,127
ミ	ャ	424	464	582	984	1,785
ス	リ	232	319	470	1,039	1,636
そ	の	8,316	9,823	11,027	13,575	15,670

8-2 「留学」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	188,605	180,919	193,073	214,525	246,679
中	国	127,435	113,980	107,435	105,557	108,331
ベ	ト	5,767	8,811	21,231	32,804	49,809
ネ	パ	3,589	4,793	8,892	15,697	20,278
韓	国	21,678				
韓	国		18,643	17,189	15,765	15,405
台	湾		4,829	6,353	7,528	8,709
イ	ン	2,791	2,917	3,219	3,797	4,768
タ	ネ	3,315	3,212	3,411	3,818	4,190
ミ	ャ	1,682	1,674	1,842	2,363	3,473
ス	リ	1,184	1,033	1,252	1,981	3,219
マ	レ	2,591	2,483	2,478	2,607	2,755
そ	の	18,573	18,544	19,771	22,608	25,742

9-1 「研修」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	16,079	17,957	16,486	16,162	15,702
インドネシア		1,186	1,384	1,139	1,256	1,148
中国		2,108	1,923	1,488	1,025	964
ベトナム		1,032	1,127	1,211	1,358	964
タイ		1,257	1,404	1,069	1,109	942
ミャンマー		232	484	696	883	786
フィリピン		775	733	645	740	603
インド		753	838	612	574	537
カンボジア		355	333	433	402	442
マレーシア		631	687	395	442	408
モンゴル		235	309	230	325	360
その他の		7,750	9,044	8,798	8,373	8,548

9-2 「研修」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	3,388	1,804	1,501	1,427	1,521
タイ		431	290	218	232	271
中国		1,275	444	336	253	257
ベトナム		258	233	196	217	197
インドネシア		260	141	178	120	138
フィリピン		308	137	81	123	115
カンボジア		16	13	15	32	64
インド		127	100	87	68	62
マレーシア		136	52	39	30	41
ミャンマー		34	22	35	61	31
台湾			14	17	21	25
その他の		543	358	299	270	320

10-1 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	12,954	12,659	10,711	10,661	14,980
台湾		1,563	2,077	1,888	1,870	3,986
韓国		4,263	5,103	4,618	3,003	2,687
中国		99	183	190	623	1,513
オーストラリア		551	578	669	826	1,028
フランス		542	592	681	860	1,015
英国		407	496	564	735	901
フィリピン		221	273	234	273	710
ドイツ		309	333	432	492	574
ベトナム		4	7	6	148	525
カナダ		282	338	340	419	431
その他の		4,713	2,679	1,089	1,412	1,610

10-2 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	22,751	20,159	22,673	28,001	37,175
中国		5,374	3,143	4,033	6,624	8,230
台湾			1,615	1,743	1,826	3,767
ネパール		394	590	914	1,947	3,223
韓国・朝鮮		4,444				
韓国			5,027	4,670	3,256	3,051
フィリピン		2,372	1,863	1,847	1,956	2,542
インドネシア		986	746	806	912	1,905
トルコ		240	446	875	1,371	1,707
ミャンマー		1,631	1,397	1,158	1,078	1,455
ベトナム		378	63	78	432	1,254
オーストラリア		619	659	746	939	1,156
その他の		6,313	4,610	5,803	7,660	8,885

11 「永住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	598,440	624,501	655,315	677,019	700,500
中	国	184,216	191,958	204,927	215,155	225,605
フ ィ リ ピ		99,604	106,399	111,952	115,857	120,390
ブ ラ ジ ル		119,748	114,641	112,428	111,077	109,361
韓 国 ・ 朝 鮮		60,262				
韓	国		61,513	63,727	65,019	66,326
ペ	ル	33,307	33,331	33,610	33,496	33,594
台	湾		8,684	13,932	16,870	20,245
タ	イ	16,055	16,997	17,815	18,273	18,831
米	国	13,690	14,284	15,016	15,503	15,970
ベ ト ナ ム		10,361	11,158	12,060	12,813	13,539
イ ン ド ネ シ ア		4,337	4,743	5,123	5,351	5,641
そ の 他		56,860	60,793	64,725	67,605	70,998

12-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	10,766	10,855	9,244	9,114	9,591
中	国	3,713	3,854	2,839	2,665	2,456
フ ィ リ ピ		2,395	2,508	2,258	2,118	2,050
ブ ラ ジ ル		915	1,067	771	946	1,523
タ	イ	538	593	602	589	573
米	国	593	480	444	450	453
韓	国	501	422	379	335	361
ベ ト ナ ム		177	153	210	278	336
台	湾	183	175	166	156	169
イ ン ド ネ シ ア		175	120	137	119	130
オ ー ス ト ラ リ ア		134	129	147	124	125
そ の 他		1,442	1,354	1,291	1,334	1,415

(注) 平成 24 年版から平成 26 年版に掲載している本表「平成 23 年」の数値については、以下のとおり誤った数値（人数）が掲載されておりますのでご注意願います。
 (正) 韓国：501
 (誤) 韓国：188

12-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	181,617	162,332	151,156	145,312	140,349
中	国	51,184	43,771	38,852	36,469	34,010
フ ィ リ ピ		38,249	33,123	30,561	29,150	27,701
ブ ラ ジ ル		23,921	19,519	17,266	15,565	14,995
韓 国 ・ 朝 鮮		18,780				
韓	国		16,973	15,877	15,085	14,334
米	国	8,679	8,401	8,546	8,741	8,856
タ	イ	8,549	7,974	7,605	7,411	7,206
台	湾		2,546	3,600	4,024	4,102
英	国	2,593	2,533	2,494	2,500	2,514
ベ ト ナ ム		1,778	1,702	1,703	1,880	2,182
イ ン ド ネ シ ア		2,473	2,216	2,070	1,960	1,905
そ の 他		25,411	23,574	22,582	22,527	22,544

13-1 「定住者」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	7,811	9,845	8,788	9,911	12,449
ブ	ラ	2,356	3,237	2,507	3,265	5,781
フ	ィ	2,184	2,736	2,756	2,791	2,812
中	国	1,815	2,268	1,864	2,165	2,094
ベ	ル	400	518	545	453	573
ベ	ト	195	228	272	237	227
ボ	リ	108	119	111	74	125
パ	キ	64	58	67	93	115
イ	ン	100	77	116	132	104
タ	ネ	74	84	87	103	89
ミ	ャ	39	36	67	81	74
そ	の	476	484	396	517	455

13-2 「定住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	177,983	165,001	160,391	159,596	161,532
フ	ィ	39,331	40,714	42,156	43,997	45,680
ブ	ラ	62,077	53,058	47,903	44,559	44,827
中	国	30,498	27,150	26,240	26,676	26,626
ベ	ル	13,496	11,941	11,269	10,796	10,492
韓	国	8,288				
韓	国		7,622	7,496	7,498	7,413
ベ	ト	5,726	5,558	5,513	5,450	5,346
タ	ネ	3,875	3,800	3,785	3,827	3,800
ミ	ャ	1,381	1,647	2,000	2,240	2,365
ボ	リ	2,054	1,884	1,902	1,851	1,891
イ	ン	1,756	1,714	1,747	1,832	1,860
そ	の	9,501	9,913	10,380	10,870	11,232

(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移

1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	1,505,228	1,901,888	2,305,975	2,604,977	3,850,460
外	交	1,262	1,146	988	901	896
公	用	2,788	2,475	2,073	1,752	2,092
教	授	159	176	190	173	199
芸	術	3	7	9	8	8
宗	教	105	95	65	71	68
報	道	12	5	13	12	7
高 度 専 門 職 1 号 イ						1
高 度 専 門 職 1 号 ロ						7
高 度 専 門 職 1 号 ハ						-
高 度 専 門 職 2 号						-
経 営 ・ 管 理		188	179	122	165	148
法 律 ・ 会 計 業 務		-	-	-	-	-
医 療		1	6	5	12	11
研 究		44	21	25	17	25
教 育		14	12	13	10	11
技術・人文知識・国際業務		951	1,006	990	1,231	1,780
企 業 内 転 勤		511	491	470	514	536
興 行		3,179	6,528	6,566	5,893	6,251
技 能		87	109	39	36	37
技 能 実 習 1 号 イ		34	73	100	22	31
技 能 実 習 1 号 ロ		-	-	-	-	-
技 能 実 習 2 号 イ			-	-	-	-
技 能 実 習 2 号 ロ			-	-	-	-
文 化 活 動		261	240	253	196	197
短 期 滞 在		1,481,868	1,876,140	2,281,773	2,583,861	3,827,889
留 学		6,749	5,855	5,524	5,066	5,706
研 修		105	120	104	94	92
家 族 滞 在		1,956	1,546	1,554	1,506	1,350
特 定 活 動		4,263	5,103	4,618	3,003	2,687
日 本 人 の 配 偶 者 等		501	422	379	335	361
永 住 者 の 配 偶 者 等		61	53	49	41	35
定 住 者		126	80	53	58	35

1-2 韓国人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 23	24	25	26	27
総数		545,401	489,431	481,249	465,477	457,772
教 授		956	943	924	919	920
芸 術		45	42	45	40	45
宗 教		977	945	896	866	865
報 道		51	48	46	46	47
高 度 専 門 職 1 号 イ						15
高 度 専 門 職 1 号 ロ						36
高 度 専 門 職 1 号 ハ						5
高 度 専 門 職 2 号						-
経 営 ・ 管 理		2,872	2,939	2,917	2,910	2,928
法 律 ・ 会 計 業 務		6	6	7	8	7
医 療		22	39	55	86	114
研 究		232	196	194	180	184
教 育		97	93	91	88	92
技術・人文知識・国際業務		14,994	15,122	15,307	15,429	16,669
企 業 内 転 勤		1,873	1,750	1,697	1,624	1,612
興 行		313	305	283	262	224
技 能 実 習 1 号 イ		1,421	1,394	1,253	1,092	1,019
技 能 実 習 1 号 ロ		22	66	55	8	-
技 能 実 習 2 号 イ		-	-	-	1	-
技 能 実 習 2 号 ロ		-	-	1	-	-
文 化 活 動		-	-	-	-	-
文 化 活 動		295	250	275	254	223
短 期 滞 在		2,307				
留 学		21,678	18,643	17,189	15,765	15,405
研 修		49	27	22	25	24
家 族 滞 在		16,750	15,116	14,089	13,075	12,470
特 定 活 動		4,444	5,027	4,670	3,256	3,051
永 住 者		60,262	61,513	63,727	65,019	66,326
日 本 人 の 配 偶 者 等		18,780	16,973	15,877	15,085	14,334
永 住 者 の 配 偶 者 等		2,523	2,409	2,350	2,301	2,262
定 住 者		8,288	7,622	7,496	7,498	7,413
特 別 永 住 者		385,232	337,963	331,783	319,640	311,463
未 取 得 者		417				
一 時 庇 護		-				
そ の 他		495				

(注) 平成 23 年は、外国人登録証明書の「国籍等」欄に「朝鮮」の表記がなされている者と「韓国」の表記がなされている韓国籍を有する者を合算した数値である。

2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	721,990	1,050,222	983,268	1,887,322	3,777,243
外	交	516	506	314	331	456
公	用	1,972	1,923	1,228	1,330	1,918
教	授	458	473	414	399	408
芸	術	1	1	3	3	2
宗	教	1	3	1	2	4
報	道	11	11	8	38	44
高 度 専 門 職 1 号 イ						2
高 度 専 門 職 1 号 ロ						10
高 度 専 門 職 1 号 ハ						2
高 度 専 門 職 2 号						-
経 営 ・ 管 理		194	215	173	419	701
法 律 ・ 会 計 業 務		1	-	-	-	-
医 療		2	2	3	3	3
研 究		75	81	88	69	73
教 育		12	13	14	12	14
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務		2,103	2,636	2,759	3,759	4,524
企 業 内 転 勤		1,717	1,967	2,085	2,433	2,404
興 行		739	964	1,022	1,070	1,246
技 能		2,527	2,920	427	311	312
技 能 実 習 1 号 イ		2,751	2,829	2,178	2,299	2,141
技 能 実 習 1 号 ロ		46,560	46,343	42,199	41,672	36,186
技 能 実 習 2 号 イ			1	-	2	-
技 能 実 習 2 号 ロ		227	40	14	14	11
文 化 活 動		596	761	615	660	763
短 期 滞 在		621,632	943,265	890,265	1,788,692	3,676,672
留 学		23,858	26,554	24,583	28,566	32,830
研 修		2,108	1,923	1,488	1,025	964
家 族 滞 在		7,549	9,455	7,506	7,655	8,435
特 定 活 動		99	183	190	623	1,513
日 本 人 の 配 偶 者 等		3,713	3,854	2,839	2,665	2,456
永 住 者 の 配 偶 者 等		753	1,031	988	1,105	1,055
定 住 者		1,815	2,268	1,864	2,165	2,094

2-2 中国人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 23	24	25	26	27
総数		674,879	652,595	649,078	654,777	665,847
教授		2,294	2,085	1,963	1,751	1,606
芸術		97	85	79	71	67
宗教		129	85	70	64	75
報道		21	30	37	45	46
高度専門職 1 号 イ						152
高度専門職 1 号 ロ						799
高度専門職 1 号 ハ						8
高度専門職 2 号						12
経営・管理		3,974	4,423	5,057	6,394	8,690
法律・会計業務		6	5	6	5	6
医療		246	310	395	511	758
研究		790	664	608	555	475
教育		103	84	83	69	68
技術・人文知識・国際業務		56,932	54,461	53,911	55,447	60,504
企業内転勤		5,518	5,257	5,405	5,593	5,615
興行		389	177	147	126	123
技能		17,657	19,023	18,139	17,240	16,174
技能実習 1 号 イ		2,182	1,950	1,616	1,710	1,562
技能実習 1 号 ロ		43,288	43,763	38,955	39,264	33,928
技能実習 2 号 イ		1,713	1,729	1,617	1,351	1,340
技能実習 2 号 ロ		60,418	63,953	64,986	57,768	52,256
文化活動		749	772	689	777	866
短期滞在		5,179				
留学		127,435	113,980	107,435	105,557	108,331
研修		1,275	444	336	253	257
家族滞在		61,481	62,374	61,780	62,599	64,492
特定活動		5,374	3,143	4,033	6,624	8,230
永住者		184,216	191,958	204,927	215,155	225,605
日本人の配偶者等		51,184	43,771	38,852	36,469	34,010
永住者の配偶者等		8,078	8,803	9,749	11,107	11,889
定住者		30,498	27,150	26,240	26,676	26,626
特別永住者		2,597	2,116	1,963	1,596	1,277
未取得者		654				
一時庇護		-				
その他		402				

(注) 平成 23 年末の「中国」は台湾を含んだ数であり、24 年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である。

3-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 23	24	25	26	27
総数		51,006	72,906	96,543	169,985	251,352
外交		156	111	191	232	212
公用		647	604	652	696	869
教授		26	26	35	40	31
芸術		-	-	-	1	-
宗教		29	24	28	32	40
報道		-	-	-	-	-
高度専門職 1 号 イ						-
高度専門職 1 号 ロ						1
高度専門職 1 号 ハ						1
高度専門職 2 号						-
経営・管理		5	4	1	5	7
法律・会計業務		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	3	-
研究		7	3	6	6	1
教育		22	33	26	45	66
技術・人文知識・国際業務		445	423	445	778	939
企業内転勤		641	669	670	698	714
興行		1,407	1,984	2,680	3,149	3,306
技能		53	59	49	64	96
技能実習 1 号 イ		571	626	746	867	1,043
技能実習 1 号 ロ		3,184	3,638	4,081	6,130	8,875
技能実習 2 号 イ		-	-	-	-	-
技能実習 2 号 ロ		-	-	1	-	-
文化活動		15	23	31	30	40
短期滞在		37,407	57,494	80,113	150,073	227,395
留学		285	322	362	570	770
研修		775	733	645	740	603
家族滞在		345	372	308	409	526
特定活動		221	273	234	273	710
日本人の配偶者等		2,395	2,508	2,258	2,118	2,050
永住者の配偶者等		186	241	225	235	245
定住者		2,184	2,736	2,756	2,791	2,812

3-2 フィリピン人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	209,376	202,985	209,183	217,585	229,595
教	授	80	92	90	92	98
芸	術	2	-	-	-	-
宗	教	228	215	226	225	232
報	道	1	1	-	-	-
高 度 専 門 職 1 号 イ						6
高 度 専 門 職 1 号 ロ						1
高 度 専 門 職 1 号 ハ						1
高 度 専 門 職 2 号						-
経 営 ・ 管 理		41	38	39	52	55
法 律 ・ 会 計 業 務		2	2	2	1	1
医 療		-	-	2	10	19
研 究		44	34	33	27	20
教 育		207	256	280	332	405
技術・人文知識・国際業務		2,843	2,898	2,988	3,454	4,149
企 業 内 転 勤		947	1,023	1,120	1,132	1,143
興 行		4,188	344	367	436	388
技 能		302	330	350	376	445
技 能 実 習 1 号 イ		475	462	496	595	830
技 能 実 習 1 号 ロ		2,925	3,384	3,697	5,818	8,545
技 能 実 習 2 号 イ		269	249	281	284	284
技 能 実 習 2 号 ロ		4,564	4,747	5,603	6,024	8,081
文 化 活 動		18	20	22	23	23
短 期 滞 在		4,290				
留 学		677	707	780	1,013	1,314
研 修		308	137	81	123	115
家 族 滞 在		2,226	2,253	2,273	2,332	2,533
特 定 活 動		2,372	1,863	1,847	1,956	2,542
永 住 者		99,604	106,399	111,952	115,857	120,390
日 本 人 の 配 偶 者 等		38,249	33,123	30,561	29,150	27,701
永 住 者 の 配 偶 者 等		3,347	3,648	3,889	4,229	4,546
定 住 者		39,331	40,714	42,156	43,997	45,680
特 別 永 住 者		44	46	48	47	48
未 取 得 者		926				
一 時 庇 護		-				
そ の 他		866				

4-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 23	24	25	26	27
総数		19,694	34,201	28,070	34,241	38,630
外交		47	86	78	57	74
公用		141	200	152	213	181
教授		8	5	12	8	12
芸術		3	4	4	4	6
宗教		19	26	40	40	20
報道		1	-	3	-	-
高度専門職 1 号 イ						-
高度専門職 1 号 ロ						1
高度専門職 1 号 ハ						1
高度専門職 2 号						-
経営・管理		2	-	2	2	3
法律・会計業務		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		2	2	2	3	2
教育		3	3	1	9	10
技術・人文知識・国際業務		17	17	38	51	40
企業内転勤		35	74	73	93	43
興行		340	349	357	352	424
技能		4	4	3	8	9
技能実習 1 号 イ		4	2	21	43	12
技能実習 1 号 ロ		-	1	-	-	-
技能実習 2 号 イ		-	-	-	-	-
技能実習 2 号 ロ		-	-	-	-	-
文化活動		22	34	51	80	72
短期滞在		15,177	28,411	23,256	28,123	29,568
留学		121	139	220	415	356
研修		277	305	272	284	290
家族滞在		122	121	125	157	103
特定活動		17	17	11	8	16
日本人の配偶者等		915	1,067	771	946	1,523
永住者の配偶者等		61	97	71	80	83
定住者		2,356	3,237	2,507	3,265	5,781

4-2 ブラジル人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	210,032	190,609	181,317	175,410	173,437
教	授	32	28	33	37	35
芸	術	11	10	11	10	6
宗	教	92	97	111	112	98
報	道	2	2	5	3	3
高 度 専 門 職 1 号 イ						2
高 度 専 門 職 1 号 ロ						2
高 度 専 門 職 1 号 ハ						1
高 度 専 門 職 2 号						-
経 営 ・ 管 理		28	19	16	11	12
法 律 ・ 会 計 業 務		-	-	-	-	-
医 療		-	-	-	-	-
研 究		12	11	11	11	8
教 育		10	15	12	23	28
技術・人文知識・国際業務		119	125	146	180	199
企 業 内 転 勤		70	90	96	141	89
興 行		140	105	102	114	116
技 能		52	41	38	34	37
技 能 実 習 1 号 イ		-	1	-	9	-
技 能 実 習 1 号 ロ		-	1	-	-	-
技 能 実 習 2 号 イ		-	-			
技 能 実 習 2 号 ロ		-	-	-	-	-
文 化 活 動		15	27	26	36	35
短 期 滞 在		320				
留 学		322	312	396	585	533
研 修		78	33	34	28	23
家 族 滞 在		358	326	349	395	398
特 定 活 動		114	50	52	48	60
永 住 者		119,748	114,641	112,428	111,077	109,361
日 本 人 の 配 偶 者 等		23,921	19,519	17,266	15,565	14,995
永 住 者 の 配 偶 者 等		2,043	2,072	2,255	2,404	2,542
定 住 者		62,077	53,058	47,903	44,559	44,827
特 別 永 住 者		21	26	27	28	27
未 取 得 者		433				
一 時 庇 護		-				
そ の 他		14				

(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況（平成 27 年）

・退去を命ぜられた者

【国籍・地域別】		(人)
韓 国	国	232
タ イ	イ	191
中 国	国	115
インドネシア		98
台 湾		78
ト ル コ		49
フィリピン		44
マレーシア		40
パキスタン		9
バングラデシュ		8
そ の 他		86
合 計		950

【空・海港別】		(人)
成 田 空 港		448
関 西 空 港		212
羽 田 空 港		130
中 部 空 港		34
そ の 他		126
合 計		950

・退去強制手続を執った者

【国籍別】		(人)
ベ ト ナ ム		1
フィリピン		1
フ ラ ン ス		1
イ ラ ン		1
キ プ ロ ス		1
ネ パ ー ル		1
ス イ ス		1
ス リ ラ ン カ		1
合 計		8

【空港別】		(人)
成 田 空 港		4
中 部 空 港		3
羽 田 空 港		1
合 計		8

(4) 偽変造文書発見件数の推移

(件)

区分 \ 年			平成 23	24	25	26	27
上	陸	旅 券	105	106	90	117	153
		そ の 他	104	81	45	84	91
		合 計	209	187	135	201	244
出	国	旅 券	14	18	8	14	15
		そ の 他	3	8	5	1	0
		合 計	17	26	13	15	15
合	計	旅 券	119	124	98	131	168
		そ の 他	107	89	50	85	91
		合 計	226	213	148	216	259

資料編 6 平成 18 年 4 月 1 日以降の主な出来事

(平成 18 年度以降)

年 月 日	出 来 事	内 容
18.4.29	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 2 の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	国民の安心・安全を図る観点から、中国残留邦人及びその親族を除く日系人及びその家族が「定住者」の在留資格を取得する要件に「素行が善良であること」を追加した。
18.5.24	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 43 号。以下「平成 18 年改正法」という。）の公布	テロの未然防止、出入国管理の一層の円滑化及び構造改革特別区域法による特例措置等の全国における実施のための規定の整備を目的とした平成 18 年改正法が公布された。
18.6.1	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	平成 16 年 12 月に政府が策定した「人身取引対策行動計画」に従って、上陸基準省令を抜本的に見直し、演劇等の興行に係る活動を目的として上陸しようとする外国人を受け入れる本邦の機関に係る要件を厳格化するとともに、人身取引や不法就労のおそれが少ない興行については、要件を緩和した。
18.6.13	平成 18 年改正法の一部施行	外国人テロリスト等の退去強制事由を定める規定が施行された。
18.6.23 ～ 12.19	タイにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのバンコク国際空港において、渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。
18.10.3	在留特別許可に係るガイドラインの公表	在留特別許可に係る基本的な考え方、在留特別許可の許否判断に係る考慮事項として積極要素と消極要素を公表した。
18.11.24	平成 18 年改正法の一部施行	構造改革特別区域法による特例措置等を全国において実施するための規定及び本国送還の原則の緩和による退去強制の迅速・円滑化を図るための規定が施行された。
18.11.27 ～ 11.28	第 20 回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 17 の国・地域及び 4 国際機関の担当者を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
19.2.1	平成 18 年改正法の一部施行 「在留管理専門部会」の設置	本邦に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付ける規定が施行された。 外国人の在留管理の在り方について検討するため、「第 5 次出入国管理政策懇談会」の下に「在留管理専門部会」が設置され、第 1 回会合が開催された。
19.2.20 ～ 2.23	第 12 回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	名古屋入国管理局中部空港支局において、18 の国・地域及び 2 国際機関から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報共有及び意見交換を行った。
19.4.1	東京入国管理局東部出張所の開設と大阪入国管理局大阪港出張所の廃止	東京都江戸川区に摘発専従型の東京入国管理局東部出張所を開設するとともに、大阪入国管理局大阪港出張所を廃止した。
19.5.16 ～ 5.17	第 41 回「国際航空運送協会／入国管理機関関係部会（IATA／CAWG）」の開催	21 か国の航空会社と出入国管理当局が参加する「国際航空運送協会／入国管理機関関係部会（IATA／CAWG）」の第 41 回会合を日本で開催（法務省と日本航空の共催）し、被退去強制者の送還等について協議した。
19.5.28 ～ 12.25	タイにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのバンコク国際空港において、渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。
19.11.1	大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生の卒業後の継続在留を認める措置の実施	大学の学部又は大学院を卒業（又は修了）後 180 日以内に会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、一定の要件の下に、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとし、更に在留期間の更新を認めることにより、最大 180 日間の在留を認めることとした。

年 月 日	出 来 事	内 容
19.11.1	在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に係る不許可事例の公表	在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請の審査について、その運用の明確化と透明性の向上を図る観点から、おおむね過去 1 ～ 2 年の間にその申請を不許可とした事例を公表することとした。
19.11.20	平成 18 年改正法の一部施行	テロの未然防止のため、日本への入国を申請する外国人（特別永住者等を除く。）に対し、上陸審査時に個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供を義務付ける規定、及び出入国の手続を簡素化・迅速化して利便性を高めるため、事前に利用登録を行った、日本人及び再入国許可等を受けている外国人について、自動化ゲートを通じて出入国手続を行うことを可能とする規定が施行された（自動化ゲートはまず成田空港で運用開始）。
19.11.26 ～ 11.27	第 21 回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 16 の国・地域及び 3 国際機関の担当者を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
19.12.25	大阪入国管理局天王寺出張所の廃止	大阪入国管理局の移転に伴い、天王寺出張所を廃止した。
19.12.26	「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成 19 年改訂）」の策定	研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、平成 11 年に策定した指針の内容を見直し、受入れ機関が留意すべき事項などをより明確にし、「不正行為」に該当する行為についても明確化を図るなどの改訂を行った。
20.2.19 ～ 2.20	第 13 回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	東京入国管理局成田空港支局において、18 の国・地域及び 1 国際機関から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報共有及び意見交換を行った。
20.2.25	国際会議出席者等に対する円滑な上陸審査の実施	国際会議等出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼等により、事前に入国時間等の情報を受けた上で、航空会社による確実な誘導があれば、必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとした。また、空港での乗継時間が短く迅速な手続を必要とする者についても、航空会社による確実な誘導があれば、個別に上陸審査を実施することとした。
20.2.26	北海道洞爺湖サミット対策本部等の設置	北海道洞爺湖サミット及び G 8 閣僚会合の開催に際して、各国首脳等の円滑な出入国手続及び厳格な審査により、テロリスト等の入国を阻止するため、サミット対策本部及び同対策室を設置した。
20.3.1 ～ 7.10	北海道洞爺湖サミット等の開催に伴う上陸審査強化期間及び上陸審査特別強化期間の設定	北海道洞爺湖サミット及び G 8 閣僚会合等開催に際して、各国首脳等の円滑な出入国手続及び厳格な審査により、テロリスト等の入国を阻止するため、3 月 1 日から 6 月 6 日までの間を上陸審査強化期間に指定した。 さらに、6 月 7 日から 7 月 10 日までの間、法務省内に「北海道洞爺湖サミット対策本部オペレーションルーム」を開設し、また同期間を上陸審査特別強化月間に指定の上、対応した。
20.3.26	「新たな在留管理制度に関する提言」の法務大臣への報告	「第 5 次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「新たな在留管理制度に関する提言」が法務大臣に提出された。
	「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」の策定	総務省と共同で「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」を取りまとめた。
20.3.31	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの公表	在留資格の変更、在留期間の更新について、申請者の予見可能性を高める観点から、ガイドラインを策定し、相当性判断の代表的な考慮要素を示した。
20.4.1	留学生の資格外活動許可申請の個別許可についての通知	大学の責任の下で行う研究・教育の補助活動である T A（Teaching Assistant）、R A（Research Assistant）について、個別許可を可能にした。

年 月 日	出 来 事	内 容
20.4.30 ～ 21.3.13	台湾におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	台湾桃園空港において、入国審査のための事前確認を実施した。
20.4.30 ～ 21.3.21	韓国におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	韓国仁川空港において、入国審査のための事前確認を実施した。
20.5.2	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」の公布（20.5.12 施行）	H 5 N 1 型鳥インフルエンザに人が感染する事例が増加し、新型インフルエンザの発生が世界的に危惧されている状況から入管法を改正し、新型インフルエンザ感染症の患者を上陸拒否の事由に加えた。
20.5.29 ～ 11.24	タイにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのバンコク国際空港において、渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。
20.7.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の施行	日インドネシア経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定が施行された。
20.9.28 ～ 12.28	フリーダイヤル「外国人相談全国専用ダイヤル」及び「不法滞在相談全国専用ダイヤル」の設置	不法滞在者に関する相談及び不法滞在者を雇用している雇用主に関する問い合わせ等の際に、積極的に「出国命令制度」などの周知を図った。
20.10.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令」及び「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第 1 条第 2 項第 3 号の申請等を定める省令」の施行	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 46 号）によって、新たに設立された輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務に、船舶に係る入港通報、入港届及び出港届を加えるため、所要の規定の整備を行った。
20.12.11	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の施行	日フィリピン経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定が施行された。
20.12.15	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	海外修学旅行等により再入国の外国人生徒又は学生の個人識別情報提供義務の免除について、それまでも教育委員会等から入国管理局に対して通知がなされるなどの所要の手続がとられた場合には、個人識別情報の提供を免除していたところ、施行規則の改正によりこれを明確化した。
20.12.15 ～ 12.16	第 22 回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 16 の国・地域及び 3 国際機関の担当者を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
20.12.16	「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」の閣議了解	第三国定住による難民の受入れについて、平成 22 年度からパイロットケースとして受入れを開始し、受入れ難民に対する定住支援を行うことなどに関する閣議了解を行った。
20.12.18	「外国人台帳制度に関する懇談会報告書」取りまとめ	総務省・法務省が共同事務局となって開催してきた、有識者や地方公共団体の実務関係者等をメンバーとする「外国人台帳制度に関する懇談会」の検討結果が、報告書に取りまとめられた。
21.1.22	「留学生及び就学生の受入れに関する提言」の法務大臣への報告	「第 5 次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「留学生及び就学生の受入れに関する提言」が法務大臣に提出された。
21.2.24 ～ 2.25	第 14 回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	大阪入国管理局関西空港支局において、22 の国・地域から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報共有及び意見交換を行った。
21.3.11	家事使用人の雇用主に係る要件の運用についての通知	在留資格「投資・経営」又は「法律・会計業務」をもって在留する者がより円滑に家事使用人を雇用できるよう、告示に定められた雇用主に係る要件の弾力的な運用を通知した。

年 月 日	出 来 事	内 容
21.3.13	大学等を卒業した留学生が行う就職活動等の取扱いについての通知	大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後、就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に 1 回の在留期間更新を認めることにより、最長 1 年間滞在することを可能とした（平成 21 年 4 月 1 日から実施）。
21.7.10	在留特別許可に係るガイドラインの改訂	平成 18 年 10 月に策定した「在留特別許可に係るガイドライン」を見直し、在留特別許可の許可判断の透明性を更に高め、不法滞在者が出頭申告しやすい環境を整備した。
21.7.15	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成 21 年法律第 79 号。以下「平成 21 年改正法」という。）の公布	外国人登録制度に代えて、適法な在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握し、在留カード等を発行する新しい在留管理制度を導入するとともに、在留期間の上限の伸長、再入国許可制度の緩和、在留資格「技能実習」の創設等を行うことを内容とする平成 21 年改正法が公布された。
21.12.14 ～ 12.15	第 23 回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 20 の国・地域及び 3 国際機関の担当者を招へいして「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
22.1.1	平成 21 年改正法の一部施行	①乗員上陸の許可を受けた者に旅券又は乗員手帳の携帯及び提示を義務付ける規定、②在留資格「技能実習（1 号）」に係る在留資格認定証明書の交付ができることとする規定が施行された。
22.1.19	「今後の出入国管理行政の在り方」の法務大臣への報告	「第 5 次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が法務大臣に提出された。
22.1.25	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 2 の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースとして、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、一定の要件を満たす者を「定住者」として受け入れることができることとした。
22.2.21	次期事前旅客情報システム（A P I S）の運用開始	空港において、乗員上陸許可申請手続の機能が追加された次期 A P I S の運用が開始された。
22.3.30	「第 4 次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第 61 条の 10 に基づき、法務大臣が「第 4 次出入国管理基本計画」を策定した。
	東京入国管理局羽田空港支局の新設	東京入国管理局羽田空港出張所を廃止し、同局羽田空港支局を新設した。
22.5.24 ～ 11.15	上陸審査強化期間の設定	2010 年日本 A P E C 開催に伴い、A P E C 関係者に対する迅速な出入国手続を実施する一方で、テロリスト及び海外における反グローバリズム化団体等による日本国内での活動を防止するため、全国の空海港を対象として上陸審査強化期間を設け、関係機関との緊密な連携を図りながら個人識別情報の活用による厳格な入国審査を徹底した。
22.7.1	平成 21 年改正法の一部施行	・入国者収容所等視察委員会の新設 東京入国管理局に東日本地区入国者収容所等視察委員会、大阪入国管理局に西日本地区入国者収容所等視察委員会が新設された。 ・研修・技能実習制度の見直し 在留資格「技能実習」が創設され、従来「研修」の在留資格の対象とされていた 1 年目から雇用契約の締結が必要となり、技能実習生が 1 年目から労働基準法や最低賃金法等の労働関係法の保護を受けられるようになった。

年 月 日	出 来 事	内 容
22.7.1	平成 21 年改正法の一部施行	・在留資格「留学」と「就学」の一本化 留学生の安定的な在留のため、大学生等を対象とする在留資格「留学」と高校生等を対象とする「就学」の区分がなくなり、「留学」の在留資格に一本化された。 ・在留期間の特例期間の創設 在留期間の満了の日までに在留期間更新等を申請した場合、申請に対する処分が在留期間の満了日までにされないときは、在留期間満了後も、当該処分がされるとき又は従前の在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早いときまで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができるものとされた。 ・上陸拒否の特例の創設 一定の上陸拒否事由に該当する場合であっても、再入国許可を与えた場合や法務省令で定める場合には、上陸を拒否しないことができるようになった。
22.12.7 ～ 12.8	第 24 回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 20 の国・地域及び 4 国際機関の担当者を招へいして、「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
23.1.1	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」等の施行	我が国に相当期間滞在して入院し、医療を受ける活動及びその者の日常生活上の世話をする活動が在留資格「特定活動」の類型に加わった。
23.3.11 ～	東日本大震災への対応	海外からの緊急援助隊に対しては、入国審査官があらかじめ作成した仮上陸許可書を交付することで旅券への上陸許可証印を省略するなど、簡便・迅速な上陸審査を実施した。 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく法務省告示（平成 23 年 3 月 16 日法務省告示第 123 号）の対象となる外国人については、在留期間の満了日を、一律に、平成 23 年 8 月 31 日まで延長する措置をとった。 再入国の許可を取得せずに出国した留学生や研修生・技能実習生については、外務省と協議の上、簡易な手続での入国を認めることとした。
23.7.1	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」の改正等	在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る学歴要件に、本邦の専修学校の専門課程修了が加わった。
23.8.26	「出入国管理及び難民認定法施行規則」の改正	在留資格「短期滞在」について、15 日未満の在留期間を決定することが可能になった。
24.4.1	東京湾岸千葉及び横浜機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、太平洋側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する東京湾岸千葉機動班を東京入国管理局千葉出張所に設置し、東京湾岸横浜機動班を東京入国管理局横浜支局に設置した。
24.4.6	大阪入国管理局関西空港支局審査部門の増設	平成 24 年度の LCC 専用ターミナル供用開始に伴い、大阪入国管理局関西空港支局審査部門を増設した。
24.5.7	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の施行	高度人材の受入れを促進するためのポイント制による出入国管理上の優遇制度の運用を開始した。
24.7.9	平成 21 年改正法の一部施行	・新しい在留管理制度の導入 法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新しい在留管理制度が導入された。また、同日をもって外国人登録法令が廃止された。

年 月 日	出 来 事	内 容
24.7.9	法務省入国管理局出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室の設置並びに東京入国管理局在留管理情報部門の新設	新しい在留管理制度に対応するため、法務省入国管理局に出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室を設置した（登録管理官及び総務課出入国情報管理室の廃止）。また、東京入国管理局在留管理情報部門を新設した。
24.8.17	尖閣諸島領有権主張活動家等の送還	平成 24 年 8 月 15 日に尖閣諸島領有権主張活動家等 14 人による抗議船での不法入国等事案が発生したところ、警察又は海上保安庁が逮捕した同 14 人について、刑事手続終了後に福岡入国管理局那覇支局が身柄受領の上、同年 8 月 17 日、航空機又は船舶で退去強制した。
24.9.24 ～ 10.14	上陸審査特別強化期間の設定	2012 年国際通貨基金（ＩＭＦ）世界銀行年次総会の開催に際し、各国政府代表団等に対する円滑な出入国手続を実施する一方で、同総会の安全かつ円滑な実施を妨げる違反行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に阻止するため、厳格な上陸審査を徹底した。
24.9.28	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の施行	日ベトナム経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定が施行された。
24.10.1	近畿地区不法入国防止担当神戸機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、地理的に不法事案の発生が懸念される日本海側の海港及び沿岸パトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する近畿地区不法入国防止担当神戸機動班を大阪入国管理局神戸支局に設置した。
24.11.1	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	技能実習生等の保護の強化及び技能実習制度の適正な運用を目的として、①不正行為により基準不適合となる起算点の明確化、②監理団体等について、過去 5 年間に虚偽申請に関与していた場合には、技能実習生等の受入れを認めないとする、③実習実施機関、受入れ機関及び監理団体に対し不正行為事実の報告義務を課すこと等の見直しを行った。
25.5.20	訪日外国人 2500 万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果報告	訪日外国人 2500 万人時代の出入国管理行政の在り方について、1 年半にわたる検討の結果を取りまとめ、「第 6 次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果報告	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について、見直しの方向性に関する検討の結果を取りまとめ、「第 6 次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
25.6.24	入国管理局電子届出システムの導入	中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」及び中長期在留者を受け入れている機関が行う「所属機関による届出」について、従来から行っている書面又は郵送による届出に加え、「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出の運用を開始した。
25.7.1	入国管理局正字検索システムの運用開始	在留カード及び特別永住者証明書に記載される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成 23 年法務省告示第 582 号）により正字の範囲の文字と定めており、簡体字等については、正字の範囲に置き換えて記載することとしているところ、入国管理局ホームページ上において、在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名を簡易に検索できるシステムの運用を開始した。
25.9.13	「法務省関係総合特別区域法第 53 条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の施行	総合特別区域法に基づく地域活性化総合特区内において、外国人が働きながら我が国の特定伝統料理を学ぶことができるようになった。
25.10.9 ～ 10.10	第 12 回 A S E M 移民管理局長級会合の開催	法務省入国管理局主催の下、東京において、第 12 回 A S E M 移民管理局長級会合が開催され、「経済政策としての移民政策」をメインテーマとして、アジア及びヨーロッパ諸国の移民問題担当者間で意見交換が行われた。

年 月 日	出 来 事	内 容
25.10.15	帰国支援を受けて帰国した日系人に対する再入国規制の解除	平成 21 年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国した者について、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国許可を認めないこととしていたところ、昨今の経済・雇用状況等を踏まえ、一定の条件のもとに再入国を認めることとした。
25.12.24	高度人材外国人に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正の施行	「第 6 次出入国管理政策懇談会」の報告及び「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）を踏まえ、高度人材の更なる受入れのため、高度人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第 2 条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」の改正が施行された。
26.6.13	「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布	行政不服審査法の改正に伴い、出入国管理及び難民認定法についても難民異議申立手続について、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続と位置付ける規定が新設されるなどした。
26.6.18	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 74 号。以下「平成 26 年改正法」という。）の公布	船舶観光上陸許可制度の創設、みなし再入国許可対象者の拡大、在留資格「留学」に係る改正、PNR の取得、在留資格「高度専門職 1 号」及び「高度専門職 2 号」の創設、在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化等を内容とする平成 26 年改正法が公布された。
26.6.30	「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第 6 次出入国管理政策懇談会」の下に置かれた「外国人受入れ制度検討分科会」において取りまとめられた報告書「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
26.7.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	外国人の出国時、みなし再入国許可による出国、再入国許可による出国のいずれにより出国しようとしているのか容易に確認することができるように、再入国出国記録の様式を改めた。
26.10.6	札幌入国管理局旭川出張所の新設	札幌入国管理局小樽港出張所を廃止し、旭川出張所を新設した。
26.12.26	「今後の出入国管理行政の在り方」及び「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第 6 次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」及び同政策懇談会の下に置かれた難民認定制度に関する専門部会において取りまとめられた報告書「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
27.1.1	平成 26 年改正法の一部施行	- 船舶観光上陸許可制度の創設 法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象とする簡易な上陸手続として、船舶観光上陸許可の制度が創設された。 - みなし再入国対象者の拡大 我が国に航空機で入国し、「短期滞在」の在留資格を付与された者が、我が国の出入国港を始点とし、外国の港に寄港し再び我が国の出入国港に寄港するクルーズ船に乗船する場合、あらかじめ我が国に再び入国する意図を表明して当該クルーズ船で出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとされることとなった（ただし、クルーズ船は指定旅客船に限られる。）。 - 在留資格「留学」に係る改正 在留資格「留学」の受入れ機関に小中学校が加わった。

年 月 日	出 来 事	内 容
27.1.1	平成 26 年改正法の一部施行	・乗客予約記録（PNR）の取得の開始 入国審査官が、航空会社に対し、乗客予約記録（PNR）の報告を求めることができるようになった。
27.1.30	「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書の公表	法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が開催する懇談会として設置された「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」において取りまとめられた報告書が公表された。
27.4.1	平成 26 年改正法の一部施行	・在留資格「高度専門職 1 号」及び「高度専門職 2 号」の創設 「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施していた高度人材を対象とする新たな在留資格「高度専門職 1 号」及び同在留資格をもって 3 年間に在留した者を対象とする「高度専門職 2 号」の在留資格が創設された。 ・在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正 在留資格「投資・経営」から投資要件がなくなり、名称も「経営・管理」に改められた。 ・在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化 業務に要する知識等の分野の違い（文系・理系）に基づく在留資格上の区別がなくなり、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」となった。
	外国人建設・造船就労者受入事業の開始	復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に関与する枠組みでの外国人材の活用が開始された。
27.6.23	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 1 の 5 の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	査証免除国の富裕層外国人を対象として、「特定活動」の在留資格で最大 1 年間の観光を目的とする滞在（いわゆるロングステイ）を可能にした。
27.7.2	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 2 の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	マレーシアに滞在するミャンマー難民のほか、既に受け入れている第三国定住難民のタイからの家族呼び寄せが可能になった。
27.9.1	法務省関係国家戦略特別区域法施行規則等の施行（創業人材、家事支援人材の受入れ）	国家戦略特別区域内で創業活動を行う外国人、家事支援活動を行う外国人の受入れが可能になった。
27.9.15	「第 5 次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第 61 条の 10 に基づき、法務大臣が「第 5 次出入国管理基本計画」を策定した。
	「難民認定制度の運用の見直しの概要」の公表	「第 6 次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から平成 26 年 12 月に提出された報告書の提言の趣旨を踏まえ、「難民認定制度の運用の見直しの概要」が公表された。
27.10.1	西日本入国管理センターの廃止	西日本入国管理センターを廃止した。
	法務省入国管理局出入国管理インテリジェンス・センターの設置	法務省入国管理局に出入国管理インテリジェンス・センターを設置した。
27.11.20	「法務省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」の施行	国家戦略特別区域内で粒子線照射装置研修に参加する医師・看護師・診療放射線技師・医学物理士について、所要の条件を満たす場合には、入管法施行規則の別表で定める「研修」の在留期間にかかわらず、最長 2 年の在留を認めることとした。
28.1.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行（乗客予約記録（PNR）の電子的取得の開始）	乗客予約記録（PNR）の電子的取得が可能になった。
28.2.26	伊勢志摩サミット対策本部の設置	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行うことを目的に、伊勢志摩サミット対策本部を設置した。

年 月 日	出 来 事	内 容
28.2.29 ～ 9.26	伊勢志摩サミット等の開催に伴う上陸審査強化期間及び上陸審査特別強化期間の設定	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行う必要があることから、2月29日から4月2日まで及び9月4日から9月26日までの間を上陸審査強化期間に指定した。 さらに、4月3日から5月28日までの間、法務省内にオペレーションルームを開設し、同期間を上陸審査特別強化期間に指定した。
28.3.15	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部改正を改正する件」の施行	経済産業大臣の認定を前提として、製造業の海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、対象となる外国人に在留資格「特定活動」を付与する規定が施行された。
28.4.1	「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	平成26年6月13日に公布された新行政不服審査法の施行に伴い、難民異議申立手続が、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続に位置付ける仕組みに改まった。
	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	迅速な審査のため、外国人入国記録（EDカード）の記載項目が簡素化されるとともに、再入国を予定している者以外の外国人の出国時の書面提出が不要となった。
	中日本機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化し、海港における不法入国等を防止するため、太平洋側及び日本海側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する中日本機動班を名古屋入国管理局に設置した。

出入国管理 (平成 28 年版)

平成 28 年 12 月 発行

法務省入国管理局

〒 100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1



2016 出入国管理